

春野公民館弘岡下分館

避難所運営マニュアル



★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。
災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。
揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。

弘岡下地区自主防災会
弘岡下地区自治会
高知市
平成29年8月作成
令和3年12月改訂



【指示書】避難されてきた皆さんへ

避難者は屋外で待機します。

- 待機場所の安全確認ができた上で、移動していただき、待機のお願いをしてください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。
- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと



これから避難所の開設を始めます。



1

マニュアルを取り出します。

談話ホール（玄関東側）から
マニュアルを取り出します。



2

リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）
を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないよう常に情報、状況の共有を図ってください。

目 次

1. 避難所を開設するための準備

- 1. 避難所を開設するための準備 リーダーカード
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2. 避難者の受入れ

- 2. 避難者の受入れ リーダーカード
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 ペットの受入れ
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 食料・物資の配給
- 2-7 被災者への情報伝達
- 2-8 災害対策本部との連絡
- 2-9 トイレの巡回確認

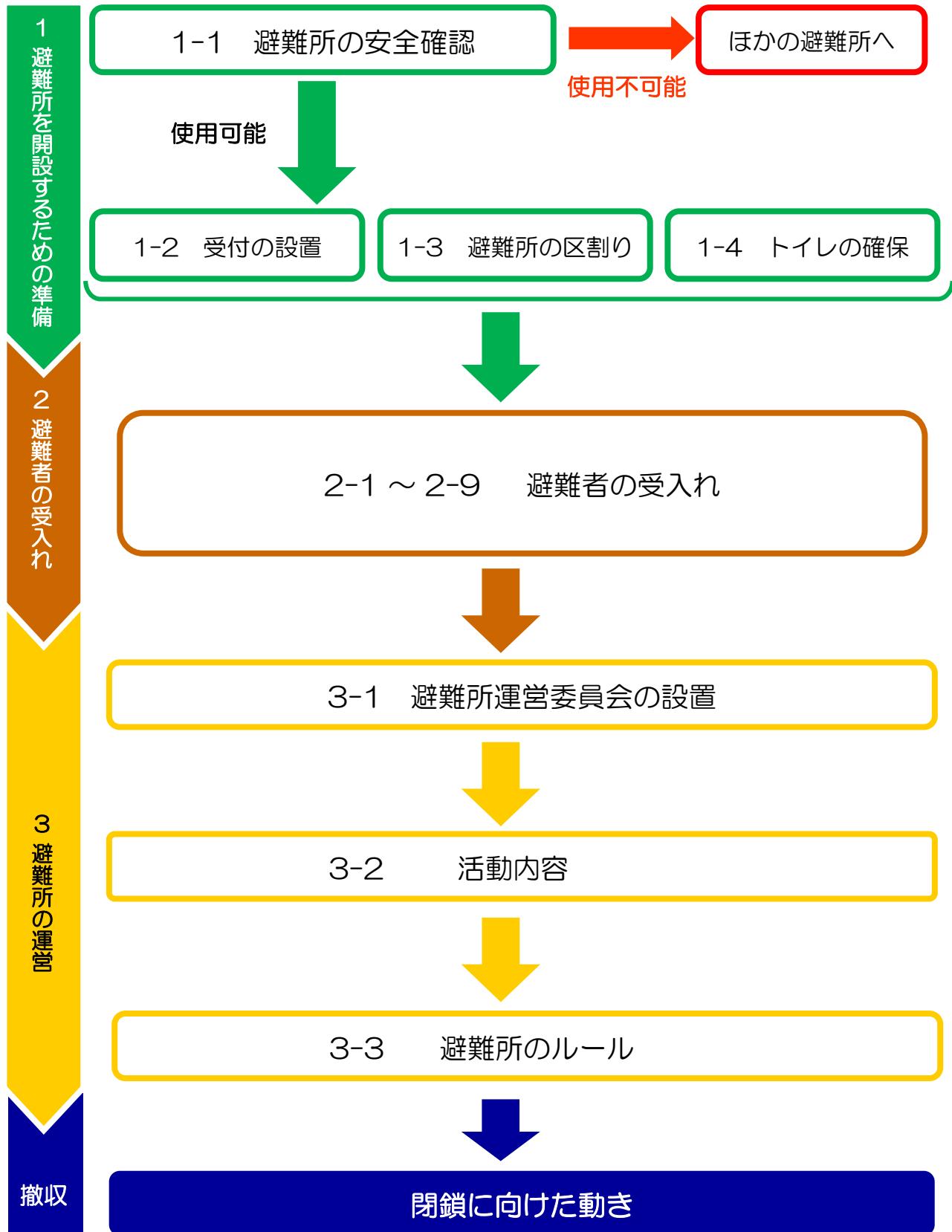
3. 避難所の運営

- 3. 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4. 基本情報

- 4. 基本情報

避難所運営の流れ



要配慮者の受け入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



要配慮者
ご本人
また その家族

要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者名簿に記入する。
- ・避難者カードを受け取り、記入を行う。

誘導チームの聞き取り調査に答える。



避難所運営
スタッフ

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付担当)

「聞き取りシート」に基づき、聞き取りを行い、それを基に居住スペースへ誘導する。

(2-2 誘導担当)

家族と避難所運営スタッフと協力し、生活支援を行う。



市職員など

判断基準（例）

- 病院 治療が必要な方 …発熱・下痢・嘔吐
- 福祉避難所 日常生活に全介助が必要な方 …食事や排せつ、移動が一人でできないなど

※ 参考
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」26ページ（内閣府・H28）

福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合



スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-8 連絡担当)



スクリーニングとは
被災者をその状況に応じて、適切な避難所（もしくは医療機関）への移送を判断することです。



市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。

1. 避難所を開設するための準備

リーダーカード

役割

避難所の開設に必要な活動を行うチーム長を決定し、作業を指示します。

使うもの

□役割カード（1-1安全確認チーム、1-2受付設置チーム、1-3区割りチーム、1-4トイレチーム）
 □感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）
 □筆記用具 □（参考資料）リーダーの指示順序

注意点

□避難所の開設準備ができるまで、原則避難者を建物内に入れないようにしてください。

チェック



1

避難所運営に協力してもらえる人員を確保します。確保したらまず、人員の中に体調不良者がいないか確認を行い、検温、マスクの着用、手指の消毒を行います。

チェック



2

避難者の中からリーダーを決定します。

チェック



3

リーダーは、安全確認、受付設置、区割り、トイレ確保の4つの活動を行うチーム長を指名し、作業にあたる人員を確保します。

チェック



4

まず、安全確認チームに、作業を指示します。残りの人達には、屋外での待機をお願いします。また、後からくる避難者にも同様の対応を呼びかけてもらいます。

チェック



5

安全確認チームのチーム長から、作業完了の報告を受けます。

使用可能

使用不可能

チェック



6

受付設置チーム、区割りチーム、トイレチームに、それぞれの作業を指示します。

以降の作業を中止し、建物を立入禁止にします。
 避難者を次の避難所へ誘導します。
 ⇒春野高校、春野中学校
 春野西小学校

チェック



7

各チーム長より、作業完了の報告を受けます。
 “2. 避難者の受け入れ”のリーダーカードに進みます。

(参考資料) リーダーの指示順序

避難者を受入れられるよう、避難所の安全性を確認し、建物の受入れ準備を行います。

避難所を開設するために必要な準備作業は、次の4項目です。

リーダーは、各作業チームのチーム長を決定し、役割カードを渡して、作業を指示します。各チーム長は、作業を実施する人を確保して活動を行い、リーダーに作業の進捗状況や完了を報告します。

【役割の移行】

避難所を開設するための準備



リーダーの
指示順序

報告

1 安全確認チーム

必要なもの	保管場所
●避難所安全確認チェック表 ●ヘルメットなど	談話ホール 防災倉庫
●建物のカギ	分館長、町内会長など

建物の安全が確認できたら、次の作業を指示します。

作業する人員を確保できれば、複数の作業を同時に指示します。

報告

2 受付設置チーム

必要なもの	保管場所
●机・椅子 ●避難者受付セット ●感染症対策セット	談話ホール

報告

3 区割りチーム

必要なもの	保管場所
●避難所区割りセット ●手指消毒液	談話ホール

報告

4 トイレチーム

必要なもの	保管場所
●トイレ応急対策セット ●手指消毒液	防災倉庫 談話ホール

1-1

避難所の安全確認

安全確認チーム
カード

役 割

避難所として使用可能か、安全を確認します。

使うもの

- 建物のカギの入手方法
- 避難所安全確認チェック表
- ヘルメット・拡声器・懐中電灯（夜間の場合）・ロープ
- 張り紙（立入禁止など）・コピー用紙・ペン・テープ

注意点

- ご自身の安全を最優先に作業を行ってください。
- 点検する際には、複数の作業人員を指名し、チームを作ってください。
- 作業時には、ヘルメットを着用してください。
- 建物の安全確認を終えるまで、建物内部に避難者を立ち入らせないでください。
- 建築士など、専門の資格を持った方がいたら、協力を呼びかけましょう。

チェック



1

「建物のカギの入手方法」により、カギと使うものを入手した後、「避難所安全確認チェック表」を使って、避難所として使用可能か、建物の外観や周辺環境を確認します。

使用可能

使用不可能

以降の作業を中止し
リーダーに報告します。

チェック



2

カギを開けて「避難所安全確認チェック表」を使って建物の内部を確認します。

部分使用可能

使用不可能

使用不可能と判断される場所は、立入禁止にし、ロープ、張り紙で明示していきます。

以降の作業を中止し
リーダーに報告します。

使用可能

部分使用可能

チェック



3

チーム長は点検結果をリーダーに報告します。

建 物 の 力 ギ の 入 手 方 法

1

建物の外観の安全確認を行います。

2

力ギ保有者に力ギの所在を確認します。

力ギ入手できる

力ギ入手できない

3

建物の外観や周辺環境の
安全確認の後、力ギの保
有者に解錠してもらいま
す。

建物の外観や周辺環境の
安全確認の後、入口の窓
の一部を壊し、建物の解
錠を行います。

避 難 所 安 全 確 認 チ ェ ッ ク 表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

1	隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか	ある	ない
2	周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか	ある	ない
3	建物の基礎が壊れていないか	ある	ない
4	建物自体の傾きがみられないか	ある	ない
5	外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか	ある	ない
6	骨組みが壊れたり変形したりしていないか	ある	ない
7	1～6以外に、危険性を強く感じる点がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認 ←

8	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか	ある	ない
9	柱が折れたり、割れたりしていないか	ある	ない
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ある	ない
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ある	ない
12	天井の落下がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。

避難所安全確認のポイント（春野公民館弘岡下分館）

■チェックポイント



①建物全体に傾きなどがないか。

②窓ガラスの割れはないか。



③LPG保管場所：転倒していないか。
漏れていないか。

④食器棚：生活改善室の食器やガラスが
割れていないか。

避難所安全確認のポイント（損傷程度の事例）

建物が以下の写真のような状況にあれば危険と判断します。

- 窓ガラスの割れ、サッシのゆがみなど
広範囲で危険性を感じる



1)

- 柱の亀裂や破損、接合部の破損



2)

- 外壁や柱の傾斜、破損



3)



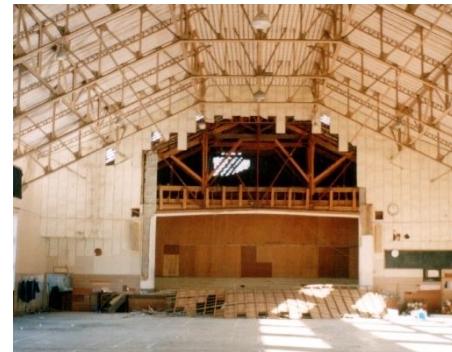
3)

- ガラスや照明、天井材のズレ、落下



3)

- 内壁に大きなひびが割れ、崩れ落ち



4)

出典：1) 高知県住宅課

2) (株)第一コンサルタンツ

3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）
平成26年3月 内閣府（防災担当）

4) 新潟県小千谷市提供

1-2

受付の設置

受付設置チーム
カード

役割

受付を設置します。

使うもの

机・椅子 靴用ビニール袋
避難者受付セット（避難者カード・筆記用具・懐中電灯・避難者名簿など）
感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）

注意点

避難者が必ず受付を通るよう工夫してください。

チェック



1

避難所の安全確認が完了した後、リーダーから受付の設置の指示を受けます。

チェック



2

玄関前に机と椅子を並べて、一般避難者用と要配慮者用の受付をそれぞれ設置します。
紙と筆記用具で受付の表示をします。

チェック



3

受付で使用する避難者名簿、非接触型体温計、手指消毒液とマスクを準備します。
配布する避難者カード、筆記用具を準備します。

チェック



4

チーム長は、受付の設置が完了したことをリーダーに報告します。

受付に広い場所が確保できる場合は、受付を分けるなど工夫をしましょう。

受付レイアウト（例）

3 該当する
居住区分へ案内ビニールシールドを使わない
時は、避難者と運営者の
距離は2mあけるビニールシールドを使わない
時は、避難者と運営者の
距離は2mあける

- 1 ①アルコール消毒
 ②マスク着用
 ③体温チェック

体温計は1回使用ごとに必ずアルコール消毒

2mあけて並ぶ
色テープ等で目印をつける

- 2 避難者名簿記入
問診

体調や足腰の悪い人には
椅子に座ってもらうなど配慮

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.11

1-3

避難所の区割り

区割りチーム
カード

役 割

避難所に、通路や地区別の居住スペースなどを指定し、スムーズな受入れができるよう、避難所の区割りを行います。

使うもの

利用計画図
手指消毒液 要配慮者用資機材

注意点

ご自身の安全を最優先に作業を行ってください。

チェック



1

避難所の安全確認が完了した後、リーダーから避難所の区割りの開始指示を受けます。人手が足りないと感じた場合は、避難者の中から協力者を確保して作業を手伝ってもらいます。

チェック



2

利用計画図に基づき、居住スペース、要配慮者優先スペースやその他のスペースの表示を行います。

チェック



3

主要な居住スペースの入口などに手指消毒液を設置します。
要配慮者用資機材を要配慮者優先スペースに設置します。

チェック



4

施設内の区割りが完了したら、チーム長はリーダーに報告します。

〈春野公民館弘岡下分館および周辺地利用計画図〉



※ペットスペースは状況に応じて駐輪場も使用します。

〈春野公民館弘岡下分館利用計画図〉

※避難所運営本部は適宜設けます。



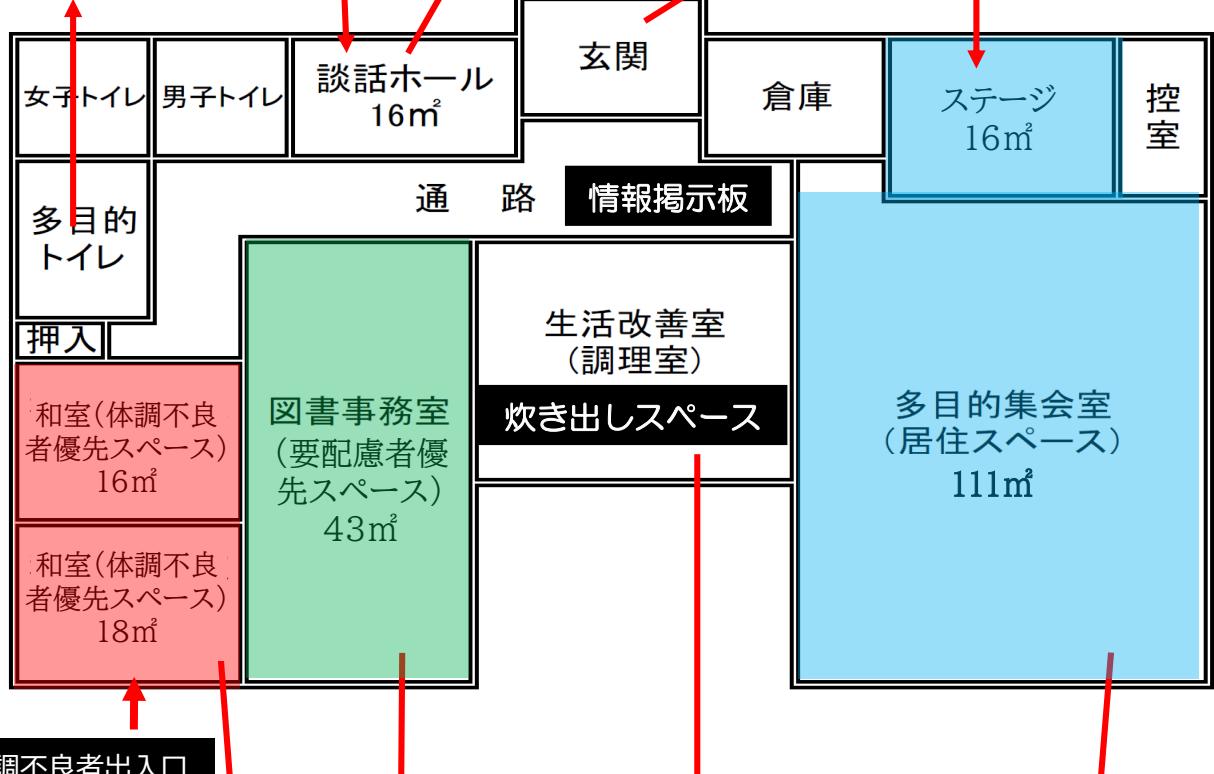
救護スペース



一般避難者用と要配慮者用の受付を設置します。



福祉避難所などへ移送する方の待機スペース



体調不良者出入口



※倉庫や控室に空きができたら女性の授乳室や着替えのスペースとして使用します。

感染症対策の考え方

- ・発熱など体調不良者（付添人を含む）の居住スペースとそれ以外の避難者の居住スペースを区分し、各スペース間の往来を禁止するように呼び掛けましょう。
(事前に施設管理者などと協議し、スペースについて検討しておきましょう。)
- ・居住スペースでは、感染拡大防止のため、各世帯同士の距離を2m以上開けてもらうように努めましょう。
- ・体調不良者の居住スペースでは、避難者同士の距離を2m以上開けることに加えて、段ボール間仕切りなどを用い、個別スペースを確保しましょう。

大規模災害時にすべての項目を実施するのは困難ですが、可能な限り対応しましょう。

1-4

トイレの確保

トイレチーム
カード

役割	既設トイレの状況確認、使用禁止の周知、簡易トイレの設置を行います。		
使うもの	<input type="checkbox"/> トイレ応急対策セット（簡易トイレ・テント・処理剤など） <input type="checkbox"/> 張り紙用紙・ペン・テープなど <small>【保管場所】 防災倉庫</small> <input type="checkbox"/> 手指消毒液		
注意点	<input type="checkbox"/> 既設トイレが使用できない場合や状況が不明の場合は、早急に使用禁止を周知します。 （→ 基本的に水は流せないものとして対応）		

●確認する流れ

1

目視で分かるところに破損があるか。

ある

対策1

使用禁止

簡易トイレ、携帯トイレを使用します。

2

内部の配管に破損はあるか。

ある・不明

対策2

トイレを利用

通常のトイレとしては使用禁止とします。
携帯トイレの個室スペースとして利用します。

3

浄化槽や下水道が機能しているか。

してない
不明

対策3

トイレを利用

水を別途確保して
水洗トイレとして
利用します。

4

上水道が使えるか。

使えない
不明

通常の使用方法でトイレを使用できる。

※施設内のトイレで足りない場合などは、屋外仮設トイレ
スペースに簡易トイレを設営します。

簡易トイレ



簡易テント



処理剤セット



【ポイント】
車椅子使用者などに対応したトイレ設備がある場合は、使用できるか確認し、要配慮者用トイレとして利用しましょう。

トイ レ 応 急 対 策 方 法

対策1

簡易トイレ、携帯トイレを使用します。
(目視で分かるところに破損がある場合)

- 1 下記の張り紙とバリケードで立入禁止にします。

立入禁止

このトイレは
使用できません。

- 2 屋外に簡易トイレや携帯トイレ、災害用トイレを設置します。

※簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを利用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

※男女別に分けて使用できるようにします。

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。



簡易トイレ・テントの設置イメージ

○簡易トイレ・携帯トイレのイメージ

簡易トイレ



携帯トイレ



※組立が必要なものもあります。

○仮設トイレのイメージ

仮設トイレを設置する場合は、汚物の回収や水の調達が容易なところを選定します。



【ポイント】
要配慮者優先スペースにトイレを設置しましょう。



トイ レ 応 急 対 策 方 法

対策2

通常のトイレとしては使用禁止にします。
(内部配管に破損があるまたは不明・浄化槽が機能しない場合)

配管の状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

- ① 携帯トイレ（ビニール袋と凝固剤）を配置します。
- ② 携帯トイレを捨てるごみ袋を設置します。

※使用方法イメージ



- ③ 次の内容の張り紙を掲示します。

このトイレは水を流せません。

- 使用後は、漏れないように結んでごみ袋に捨ててください。
- ごみ袋が一杯になった場合は、可燃ごみとして、ごみ置場へ持って行ってください。

携帯トイレの使い方

- ① 下のように配置。



- ② 結んでごみ袋に捨てる。



(イメージ図)

【ポイント】車椅子使用者などに対応した既存のトイレ設備があり、使用可能な場合は、要配慮者用トイレとして利用しましょう。

ポイント



●トイレ用の凝固剤が手に入らない場合

- 紙おむつや細かく裂いた新聞紙をビニール袋の中に入れるなどしてにおいの発生を抑えます。
- ペット用のトイレ砂や消臭剤、乾燥したお茶がらなども消臭に効果があります。

トイ レ 応 急 対 策 方 法

対策3

水を別途確保して利用します。
(上水道が使えない場合)

① バケツなどに水を準備します。

- ※水の運搬は重労働です。早いうちに作業分担を決めることが重要です。また、避難者にも隨時協力を呼びかけます。
- ※やむを得ず、ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙を使用する場合は、流さずにごみ袋などを用意して、それに捨てるようになります。
- ※トイレ用の水は、衛生面から手洗いなどには使用しないようにします。

※バケツなどの配置方法イメージ



※ごみ袋設置イメージ



② 次の内容の張り紙を掲示します。

このトイレは水が出ません。

(流すことはできます。)

- バケツなどに水を準備します。
- トイレ用の水は、衛生上の観点から、手洗いには使用しないでください。
- やむを得ず水に溶けない紙を使用する場合は、流さないで、別途準備してあるごみ袋に捨ててください。
- 水が少なくなったら互いに協力して、水汲みをしてください。

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

2. 避難者の受入れ

リーダーカード

役割	避難所を開設するための準備が整ったら、避難者の受入れに必要な活動を行うチーム長を決定し、作業を指示します。	
使うもの	□役割カード（2-1～2-9）	□筆記用具
注意点	□避難者カード、避難者名簿など（閲覧用名簿を除く）は、非公開にしてください。	

チェック



1

リーダーは、①受付誘導チーム、②救護・要配慮者チーム、③総務チームのチーム長を指名します。

チェック



2

作業にあたる人員を確保し、各チームにそれぞれの作業を指示します。確保後は、まず、人員の中に体調不良者がいないか確認を行い、検温、マスクの着用、手指の消毒を行います。

避難者の受入れ

リーダー



受付誘導チーム



2-1避難者の受付（受付担当）

2-2居住スペースへの誘導
(誘導担当)

2-3ペットの受入れ（ペット担当）

救護・要配慮者チーム



2-4傷病者の把握・応急対応

(救護担当) (体調不良者担当)

2-5要配慮者の把握・生活支援
(要配慮者担当)

総務チーム



2-6食料・物資の配給（食料・物資担当）

2-7被災者への情報伝達（情報伝達担当）

2-8災害対策本部との連絡（連絡担当）

2-9トイレの巡回確認（トイレ担当）

チェック



3

避難所全体の状況を見て、避難所運営委員会を設置し、活動班を中心とした組織だった運営に移行させます。

ポイント



●短時間で多くの作業ができるように

➢ 避難者に協力を求め、作業にあたる人員の確保を行います。

●それでも人員が足りない場合は

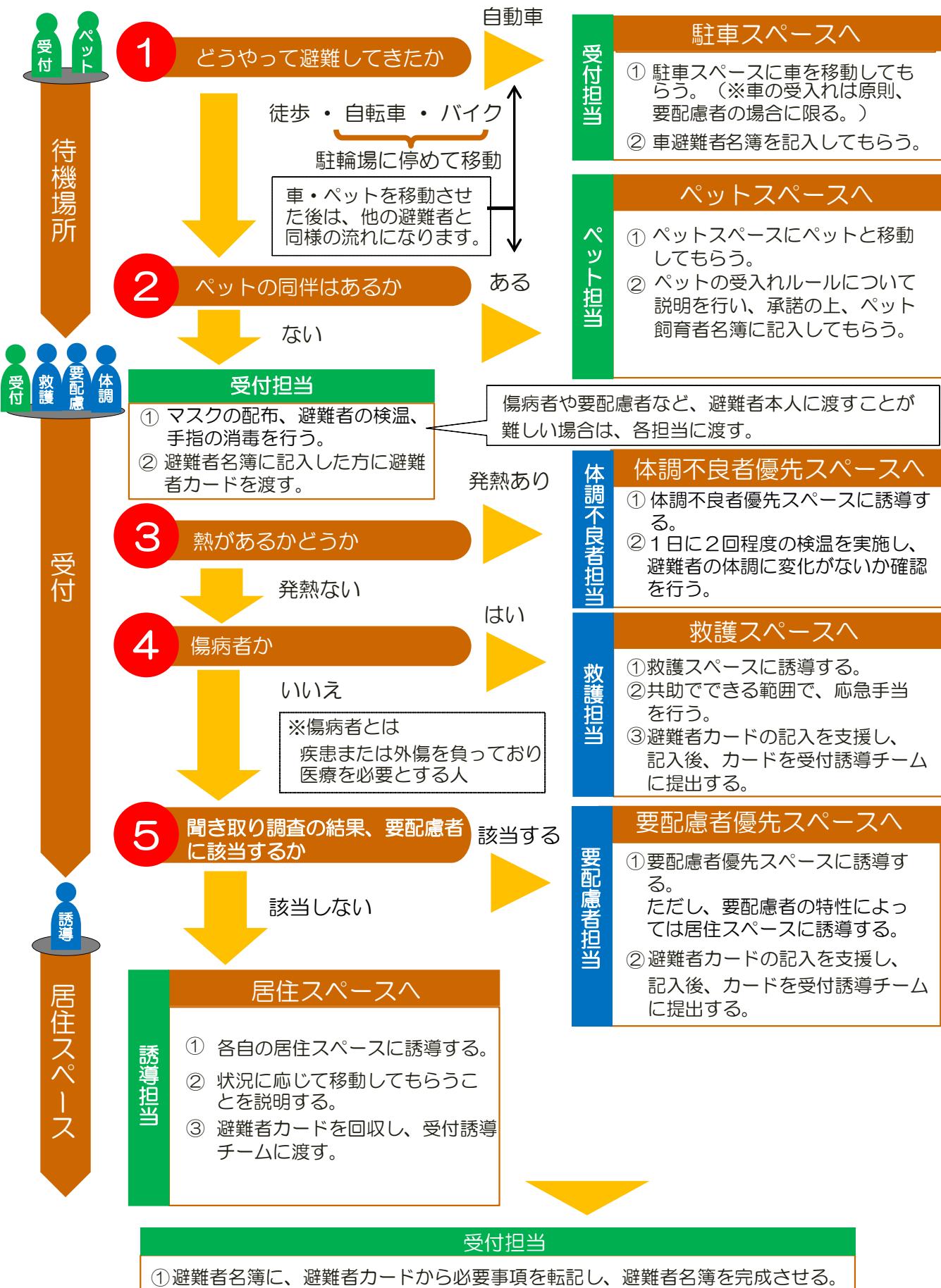
➢ 対応を待ってもらいます。
➢ ほかのチームに応援を依頼します。
➢ 状況に応じて、リーダーを変更することができます。チーム間の調整は、リーダーが全体の状況を判断しながら行います。

役割分担表

避難所：春野公民館弘岡下分館

(リーダー(

	チーム長	担当	チーム員
受付誘導チーム	受付担当		
	誘導担当		
救護・要配患者チーム	ペット担当		
	救護担当		
体調不良者担当	救護担当		
	体調不良者担当		
要配慮者担当	要配慮者担当		
	要配慮者担当		
総務チーム	食料・物資担当		
	情報伝達担当		
連絡担当	連絡担当		
	トイし担当		

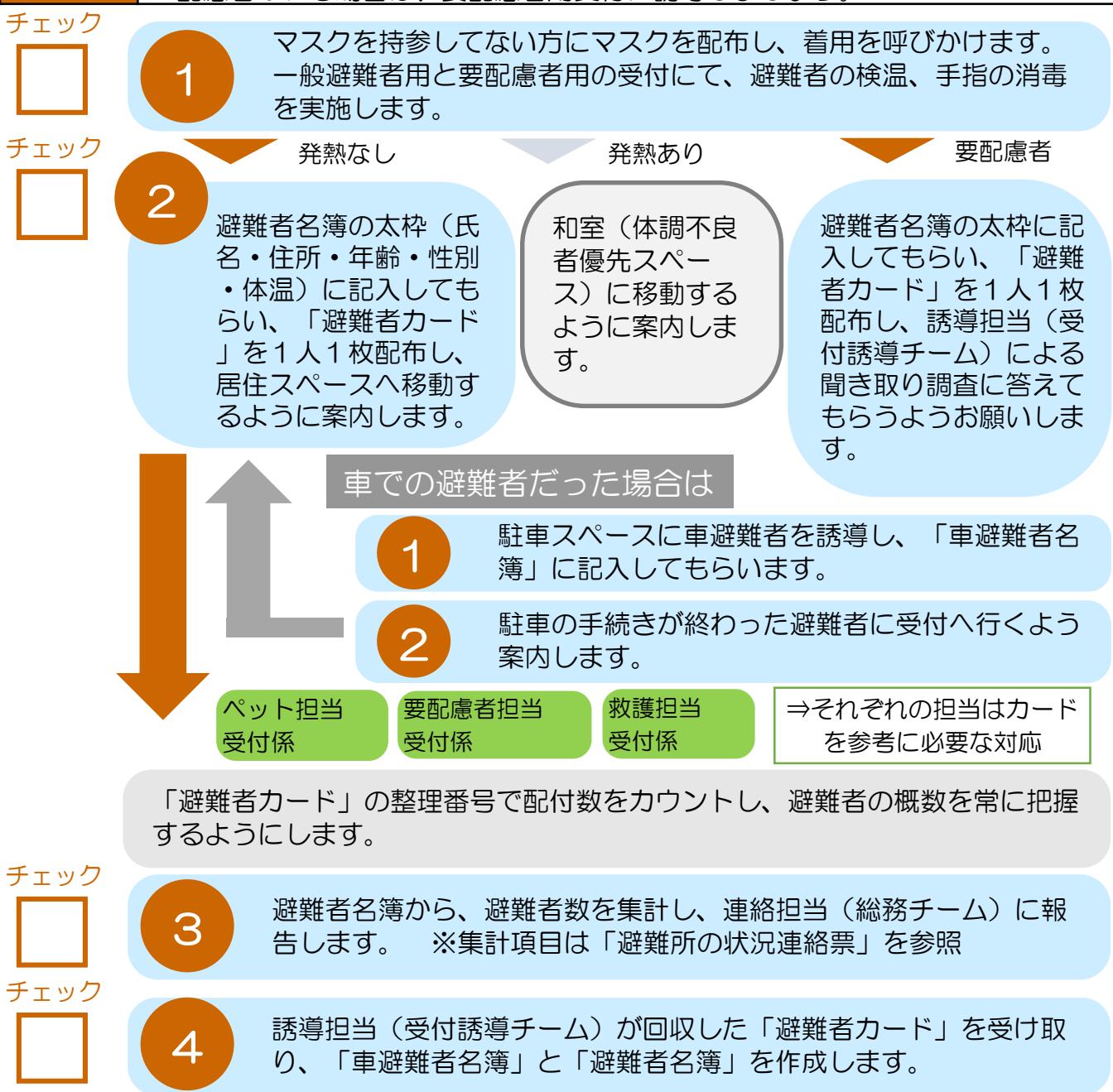
(リーダー、受付誘導チーム、救護・要配慮者チーム共通 参考資料)
避難者を受け入れる際の手順

2-1

避難者の受付

受付担当
(受付誘導チーム)

役割	支援のベースとなる避難者カードの作成への協力を呼びかけながら、避難者の受け入れを行います。誘導担当（受付誘導チーム）、要配慮者担当（救護・要配慮者チーム）、ペット担当（受付誘導チーム）とも連携して受付を行いましょう。
使うもの	□避難者受付セット（避難者名簿・避難者カード・筆記用具など） □感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）
注意点	□避難者カード、避難者名簿など（閲覧用名簿を除く）は、非公開にしてください。 □受付担当（受付誘導チーム）は、必ずマスクを着用して対応するようにしましょう。 □一般避難者用受付の待機者の中に、要配慮者が含まれていないか確認し、要配慮者がいる場合は、要配慮者用受付に誘導しましょう。



受付では、太枠内を記入してもらい、それ以外は
避難者カードから転記しましょう。

受付で避難者カードを渡す際に、「避難者カード」
の整理番号と合致しているか確認しましょう。

避難者名簿

避難者
カード
整理番
号

世帯主 整理番号	世帯主の 整理番号	氏名	住所	年齢	性別	体調管理			食事 希望 有無	医療 配慮 有無	その他	居住 スペース	退所日
						体温	症状	○咳 □嘔吐 □下痢 □その他					
1 ○ 12	高知 太郎	高知市丸ノ内1-2	56 男・女	36.0度	男・女	○咳 □嘔吐 □下痢 □その他	○	○そばアレルギー	○	○	1	9月3日	
1					男・女								
2					男・女								
3					男・女								
4					男・女								
5					男・女								

←医療配慮者：計（名）→

食事希望者：計（名）→

避難者カード

(避難所：春野公民館弘岡下分館)

※記入不要

整理番号

該当する番号を
○で囲んで
ください

1. 避難者（避難所での生活を希望する方）

2. 在宅避難者（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

3. 帰宅困難者（一時的に滞在する方）

避難所までどうやって避難しましたか
番号を○で囲んでください

1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク

4. 自動車（車種・ナンバー：)

氏名	ふりがな	○○ ○○	年齢	満(○)歳	性別	男・女
		○○ ○○		生年月日 (○○年○月○日)		

世帯主	本人	世帯主名 (○○ ○○)	世帯主は同行 していますか	はい・いいえ
	世帯員			

住所	高知市内	高知県 高知市 ○○○○○○○○○○	都・道・府・県 市・区・郡
	高知市外	町・村・字	

該当地区名を○で 囲んでください	弘岡下・弘岡中・弘岡上・森山・その他()
---------------------	-----------------------

この避難所に避難していることを公表してもよろしいですか（重要）	可・否
---------------------------------	-----

食事への希望について：該当する番号を○で囲んでください	
1.普通食 2.お粥 3.離乳食 4.ミルク 5.その他()	

食物アレルギーを お持ちですか	はい・いいえ	はいの場合：該当する番号を○で囲んでください 1.えび 2.かに 3.小麦 4.そば 5.卵 6.乳 7.落花生 8.その他()
--------------------	--------	---

医療や配慮について：該当する番号を○で囲んでください		
1.けが（足から出血あり） 2.小児医療 3.人工透析／次回の透析日() 4.酸素療法 5.産婦人科医療 6.精神科医療 7.要介護度() 8.その他()		

～あなたの力が必要です～ 避難所運営でご協力いただけたことがありましたら該当する番号を○で囲んでください		
1.けがの手当 2.子どもの世話 3.介護 4.炊事・洗濯 5.大工・力仕事 6.建物設備点検 7.その他：資格など(介護福祉士)		

その他、相談事や希望などがありましたら下欄にご記入ください		
自宅は近くなので、時々状況を確認しに行きたい。		

※記入後は誘導チームが回収しますので渡してください。

入所年月日/在宅避難者の支援開始日	退所年月日/在宅避難者の支援終了日	転出先と連絡先
令和 年 月 日	令和 年 月 日	転出先： 電 話：

春野公民館弘岡下分館
避難所生活のルール

避難所では、避難者みんなが協力して生活します！

< 全体 >

- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。



- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。

- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。

- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。



マナーモードにする。
夜間の居住スペースでは使用しない。

- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。



- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。

足の運動例

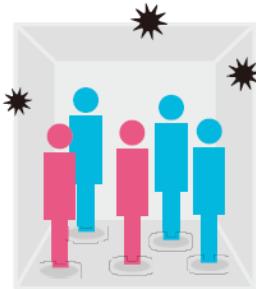


- 自動車内で避難する場合、エコノミークラス症候群などの症状が発生する可能性があります。定期的に体を動かしましょう。

情報は、掲示板に掲示しますので、ご確認ください。

避難所生活における感染症対策のルール

- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。 咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用時、ごみを捨てた後など、定期的に手洗い・消毒をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・ 換気は1時間に1回、10~15分行います。
 - ・ 居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・ 机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

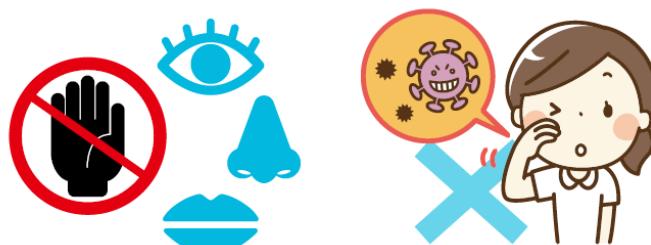
お互いの距離は **2m以上** あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2

避難所生活における感染症対策のルール

!**感染症対策**へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い**正しい手の洗い方**

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット**3つの咳エチケット**

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

せきやくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

マスクがない時

どっさの時

正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



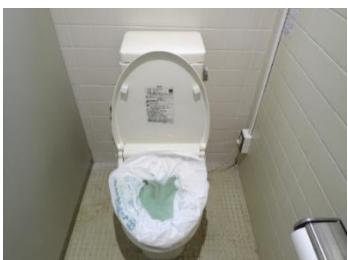
春野公民館弘岡下分館
トイレの使用ルール

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ・携帯トイレのイメージ



簡易トイレ ※組立が必要なものもあります。



携帯トイレ

仮設トイレのイメージ



◎共通事項

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

車避難者名簿

避難所：春野公民館弘岡下分館

No.	避難者カード 整理番号	避難者名	車両番号	車種・色	備考
1	16	東洋聖陽	57-29	マツダ CX-5・黒	
2	26	越知美紀	22-10	ホンダ N-BOX・白	
3	34	北川崇史	11-88	日産 セレナ・白	
4	55	春野 恵	03-30	スズキ ワゴンR・黒	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

2-2

居住スペースへの誘導

誘導担当
(受付誘導チーム)

役割

避難者を居住スペースに誘導し、避難者カードを回収します。

使うもの

□誘導セット（利用計画図など） □拡声器 □マスク など

注意点

□避難者の概況が把握できた時点で、場所の再移動などをお願いすることがある旨を伝えます。
 □誘導チームは、必ずマスクを着用して対応するようにしましょう。
 □要配慮者優先スペースが不足した場合は、災害対策本部に指示を仰ぎましょう。

チェック



1

居住スペースまたは受付スペースで待機します。

体調不良者（発熱など）と要配慮者に対応する担当者を決定します。

健常者

体調不良者

要配慮者

チェック



2

居住スペースに誘導します。誘導する際には、体調不良者と接触しないように移動ルートについて注意します。

和室（体調不良者優先スペース）に誘導します。誘導する際には、体調不良者以外の避難者と接触しないように移動ルートについて注意します。

「聞き取りシート」に基づいた聞き取りを行い、居住スペースを決めます。その後、それぞれのスペースに誘導します。誘導する際には、体調不良者と接触しないように移動ルートについて注意します。

チェック



3

避難してきた避難者に「避難者カード」の記入をお願いし、記入が終わった「避難者カード」を回収します。

チェック



4

誘導してきた避難者を各自の居住スペースに案内後、次の説明を行います。

- 「現在の場所は暫定です。再移動してもらうことがあります。」
- 「1人当たりのスペースは2平方メートル、（感染症を考慮した場合は、1人当たりのスペースは4平方メートル）としていますので協力してください。」
- 「マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。」

チェック



5

回収した「避難者カード」を受付チームに提出します。

ポイント

●体調不良者の考え方



- 体温測定の結果、37.5°C以上の方、または平常時より高めの熱があり、体調の異変を感じている方は、体調不良者優先スペースに案内しましょう。
- 体温測定の結果、平熱であっても、明らかな風邪などの症状のある方は体調不良者優先スペースに案内しましょう。

【要配慮者への聞き取りシート】

① 避難者は、次の状態に該当しますか？

- 盲導犬を連れた視覚障害者
- ・ 聴導犬を連れた聴覚障害者
- 介助犬を連れた障害者

→該当された方は、大部屋には動物アレルギーをお持ちの方もいるため、図書事務室へ誘導しましょう。

② 障害や持病などのため大部屋での生活が困難ですか？

- はい
- ・
- いいえ

→●「はい」の場合は、次の質問へお進みください。
●「いいえ」の場合は、多目的集会室へ誘導しましょう。

③ ②の質問で「はい」と答えた方は、次の状態に該当しますか？

- 人工透析
- ・ 人工呼吸器使用
- ・ 在宅酸素療法
- 寝たきり
- ・ 第1級（A級）の障害者手帳
- ・ 要介護度3以上

→●該当されなかった方は、次の質問へお進みください。
●1つでも該当された方は、福祉避難所や医療機関に移送することが望ましい方かもしれませんので、多目的集会室ステージへ誘導しましょう。

④ ③の質問で、該当されなかった方は、次の状態に該当しますか？

- 車椅子使用者
- ・ 介助が必要な高齢者
- ・ 人工肛門
- 発達障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- 妊婦
- ・ 乳幼児

→●該当されなかった方は、多目的集会室へ誘導しましょう。
●該当した方の中には、大部屋ではなく、小部屋を望む方もいます。小部屋を希望された場合は、図書事務室の要配慮者優先スペース誘導しましょう。

2-3

ペットの受入れ

ペット担当
(受付誘導チーム)

役割	ペットの受入れを行います。
使うもの	<input type="checkbox"/> ペット受入れセット（ペット飼育者名簿・ペットのルール） <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> テント
注意点	<input type="checkbox"/> ペットスペースは、鳴き声や臭いに配慮して設置します。

チェック



1

施設南東側にペットスペースを設置します。

チェック



2

ペット担当（受付誘導チーム）内で、受付係とペットスペースの係に分かれます。

チェック



3

受付の係はペットを連れた避難者を把握し、ペットスペースへ誘導します。

チェック



4

ペットスペースの係は、誘導された避難者に避難所でのペットのルールについて別紙「ペットのルール」を用いて説明を行い、了解を得られた場合に「ペット飼育者名簿」への記入をお願いし（避難者カード整理番号を除く）、記入後にペットを受け入れます。

チェック



5

ペットスペースの係は、ペットの手続きが終わった避難者に受付へ行くよう案内します。
(「居住スペースに案内された後に、受付で配布された避難者カードの整理番号を、ペット担当（受付誘導チーム）に報告してください」と伝えます。)

<ペットのルール>

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるカリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぎとめる



ケージに入る

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班まで届け出してください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

ペット飼育者名簿

春野公民館弘団下分館

避難所名

No	避難者力ード 整理番号	避難者名	種類	性別	特徴	予防接種等	飼育場所
例	5	高知 太郎	犬 (土佐犬)	オス メス	体格：中型 毛色：白 特徴：赤い首輪	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	ペットスペース
1	12	十市 太郎	犬 (柴犬)	オス メス	体格：小型 毛色：栗茶 特徴：赤いリボン	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	ペットスペース
2	23	物部 昭夫	猫 (アメリカンショートヘア)	オス メス	体格：白 毛色：黒 特徴：ブルーの目	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	ペットスペース持参ページに入っている
3				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	
4				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	
5				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合：登録・狂病 その他：登	

2-4

傷病者の把握・応急対応 (救護)

救護担当
(救護・要配慮者
チーム)

役割	救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。
使うもの	<input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 「医療を必要とする方への対応」参照
注意点	<input type="checkbox"/> 情報の管理に十分配慮します。 <input type="checkbox"/> 感染症防止のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

チェック



1

談話ホールに救護スペースを設置します。
座布団や毛布を使って横になれる場所を準備します。

チェック



2

救護担当（救護・要配慮者チーム）内で、受付の係と救護スペース係に分かれます。

チェック



3

受付の係は、けが人・病人など医療ニーズの高い人を早急に把握して救護スペースに案内します。
救護スペースの係は、「医療を必要とする方への対応」を参考に共助ができる範囲で対応を行います。

緊急性が低い

チェック



4

収容した傷病者の「避難者カード」を、分かる範囲で記入し、受付担当（受付誘導チーム）に提出します。
(家族などがいる場合は、記入してもらいます。)

緊急性が高い

ただちに連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部へ緊急搬送などの要請をします。

チェック



5

連絡担当（総務チーム）からの指示により、受付担当（受付誘導チーム）が保管する全ての避難者カードで、「避難所の状況連絡票」の医療の必要な方の項目を集計し、報告します。

チェック



6

必要に応じて、けが人・病人などを市の指定する救護病院もしくはその他の医療機関へ搬送します。
(搬送の際は、家族を中心に人手を確保します。)

ポイント



- 避難者の中に医療関係者がいないか呼びかけます

- 避難者の中に医師や看護師などの有資格者や、専門的な知識や技能を持った方がいないか呼びかけ、いれば応急手当への協力をお願いし、緊急の医療体制を作ります。

2-4

傷病者の把握・応急対応 (感染対策)

体調不良者担当
(救護・要配慮者
チーム)

役割	体調不良者優先スペースの設置、体調不良者の把握、緊急搬送の要請を行います。
使うもの	<input type="checkbox"/> 感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク） <input type="checkbox"/> 「感染対策」参照
注意点	<input type="checkbox"/> 情報の管理に十分配慮します。 <input type="checkbox"/> 感染症防止のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

チェック



1

和室に体調不良者優先スペースを設置します。
1人ごとに間仕切りで区切るなどの工夫をします。

チェック



2

体調不良者担当（救護・要配慮者チーム）内で、受付の係と体調不良者優先スペースの係に分かれます。

チェック



3

受付の係は、誘導担当（受付誘導チーム）と協力して体調不良者を和室に案内します。体調不良者優先スペースの係は、「感染対策」を参考に共助でできる範囲で対応を行います。

緊急性が低い

緊急性が高い

チェック



4

収容した傷病者の「避難者カード」を、分かる範囲で記入し、受付担当（受付誘導チーム）に提出します。
(家族などがいる場合は、記入してもらいます。)

ただちに連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部へ連絡をします。

チェック



5

1日に2回程度の検温を実施し、避難者の体調に変化がないか確認を行います。

チェック



6

連絡担当（総務チーム）からの指示により、受付担当（受付誘導チーム）が保管する全ての避難者カードで、「避難所の状況連絡票」の発熱などの症状がある方の項目を集計し、報告します。

医療を必要とする方への対応

● 確認の流れ

1

症状などを確認します。

現在の病状を確認します。



聞き取りできる状況であれば

2

傷病者の状況を聞き取りします。

- ①病名
- ②薬やお薬手帳を持参しているか。
- ③どのような配慮が必要か。

緊急性が
高い場合

連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部に支援を要請します。

どのような傷病者がいるか、
取りまとめを行います。

- 本人や介護者から聞き取りした内容をもとに、できる範囲の対応を行います。
- 被災によって体調の変化が起きやすくなっているので、容体を注意深く観察することが必要です。変化があった場合は、すぐに連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部に支援を求める。
- 聞き取った内容は、災害対策本部への報告で必要となりますので、避難所の状況連絡票に取りまとめをしておきます（2-8災害対策本部との連絡参照）。

● 特殊な医療を必要とする方への対応

- 下記の特殊な医療を必要とする方の情報は、災害対策本部と共有しておくことが特に重要です。
- 災害対策本部が対応するのに必要な情報を確認しながら、できる範囲の対応を行います。

ケース1

人工呼吸器を使用している方

① 繼続して使用できる時間を確認します。

人工呼吸器は内蔵バッテリー式がほとんどですので、一定時間は使用が可能です。予備バッテリーを持っているかを聞き取り、継続して使用できる時間を確認します。

② 連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部に報告します。

自発呼吸がないなど、重篤な場合は、専門の施設への移送が必要になるので、搬送手段などについても災害対策本部と協議します。

③ 電源を確保します。

避難所に長期間滞在することも想定して、人工呼吸器の電源を確保します。

ア) 発電機が使える場合

発電機はノイズが多く、電圧も不安定なため、一旦外部バッテリーに充電してから、外部バッテリーを人工呼吸器に接続して使用します。

イ) 自動車のシガーソケットが使える場合

ACコンセント変換用のインバーターを使って、直流（DC）を交流（AC）に変換し、使用します。

医療を必要とする方への対応

●特殊な医療を必要とする方への対応

ケース2

在宅酸素療法を実施している方

①継続して使用できる時間を確認します。

持参された酸素ボンベで、継続して使用できる時間を確認します。

②連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部に報告します。

災害対策本部が事業者に酸素ボンベの発送を依頼します。

③火気には十分気をつけます。

酸素自体は燃えたり爆発することはありませんが、物が燃えるのを助ける性質があるので、火気を近づけないようにします。また、暖房器具やコンロなどは2m以上離すようにします。

使用できる時間のめやす（携帯用酸素ボンベの場合）

酸素流量	ボンベの内容積		
	1.1L	2.0L	2.8L
0.5L／分	5時間30分	10時間	14時間
1L／分	2時間45分	5時間	7時間
2L／分	1時間20分	2時間30分	3時間30分
3L／分	55分	1時間40分	2時間20分
4L／分	40分	1時間15分	1時間45分

●上記は、酸素の充填圧力が14.7MPa(150kg/cm²)の場合の理論値(5分未満切り捨て)です。

●呼吸同調器（セーバー）を使用した場合は2～3倍程度長くなります。

使用できる時間のめやす（携帯型液化酸素装置の場合）

酸素流量	装置の液体酸素容量	
	0.38L	1.22L
0.5L／分	10時間	22時間
1L／分	10時間	14時間
2L／分	8時間	8時間
3L／分	5時間	6時間
4L／分	4時間	4時間

●0.38Lタイプは呼吸同調器（セーバー）を内蔵しており、酸素流量1L以上の場合は同調モードとなります。

出典：在宅酸素療法ハンドブック（大陽日酸株式会社）

医療を必要とする方への対応

●特殊な医療を必要とする方への対応

ケース3

人工透析をしている方

- ①次の透析日、普段利用している医療機関を確認します。
- ②透析情報を記録した手帳や患者カードを持参しているか、広域搬送または域内透析のどちらの対象者かを確認します。
(主治医から説明を受けていると思いますが、不明の場合は不明と報告します。)
- ③連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部に報告します。

災害対策本部から、透析場所や日時について連絡がありますので、指定された場所までの搬送について、災害対策本部と協議します。

- ④水分の摂取、食事に配慮します。

透析が受けられない時は水分の摂取を控え、しっかりとした食事管理が求められます。タンパク質、塩分、カリウムは控えめにしなければなりませんが、エネルギーを確保しなければならないため、適正な食事や水分摂取に留意することが必要です。可能な限り、配慮した対応を行います。

【災害時の1日栄養量比較（外来透析で、体重50kg、尿量0の患者さんの場合）】

平常時	区分	災害時
1,350～1,950kcal	エネルギー	1,300～1,500kcal
50～60g	たんぱく質	30～40g
2,000mg以下	カリウム	500～1,000mg
750ml	飲水量※	300～400ml
6g未満	塩分※	3～4g

（平常時の栄養量は日本腎臓学会「慢性腎疾患に対する食事療法基準2007年版」より、災害時の栄養量は東京都区部災害時透析医療ネットワーク「透析患者災害対策マニュアル（平成22年8月）」より抜粋）

※腎臓の機能が残っていて尿が出ている方は、一日の飲水量・塩分摂取量の制限が少し緩和されます。

【災害時に支給されることが考えられる食品の栄養成分】

	食品名	一個あたりの目安	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	カリウム(mg)	水分(ml)	食塩(g)
ご飯 パン	(塩)おにぎり	100g	168	2.5	29	60	0.5
	あんパン	70g	196	5.5	54	25	0.5
	クリームパン	70g	214	7.2	84	25	0.6
	ジャムパン	70g	208	4.6	67	22	0.6
	ロールパン	50g	158	5.1	55	15	0.6
	クロワッサン	50g	224	4.0	45	10	0.6
果物 飲物	バナナ	可食部分100g	86	1.1	360	75	—
	りんご	可食部分180g	97	0.7	198	153	—
	みかん	可食部分80g	37	0.6	120	70	—
	トマトジュース	150g	26	1.1	390	141	0.9
	サイダー	200g	82	—	—	172	—

（文部科学省編「日本食品標準成分表 2010」より抜粋）

出典：難病患者のための災害時準備ガイドブック（大分県）



ポイント

- 情報掲示板などを活用した呼びかけが必要です。

- 透析患者は見た目だけで把握することが難しいため、情報掲示板の活用や呼びかけなどを行って、確実に把握することが大切です。

感染対策

感染対策のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

●手指消毒液は、以下の場所に必要です。

- 体調不良者優先スペースの中あるいはすぐ外
 - 出入口
 - トイレ
 - 炊き出しや食事のスペース
- その他 避難所内の必要箇所

トイレのドアノブ、トイレや部屋の照明スイッチ、通路や階段の手すり、水道の蛇口など、避難者が多く触れる箇所については定期的に消毒を行いましょう。

手指衛生のタイミング

水がない場合には、
手指消毒用アルコール製剤で手を清潔にしよう！

手洗い・アルコール消毒するタイミング

1. 食事前
2. 未調理の食材に触れたあと。特に、生肉・鶏肉・魚
※食品を取り扱う者は、取扱い前に石鹼と水で手を洗う。また、トイレや休憩から戻ったときにも手を洗う。食品取扱者は、擦式消毒用アルコール製剤を石鹼と水による手洗いの代用とはしない。
3. トイレに行った後
4. オムツを替えた後や、トイレ後のこどものおしりを拭いた後
5. 病人の世話の前後
6. 創傷の手当ての前後
7. 鼻をかんだ後、咳やくしゃみをした後
8. 動物や動物ごみ（糞や抜け毛など）を取り扱った後
9. ごみを取り扱った後

CDCの「災害避難所における感染制御ガイド」
避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版より



感染対策

避難所での感染対策

避難所で注意しなければならない主な感染症

	新型コロナウイルス	感染性胃腸炎	季節性インフルエンザ
感染源	新型コロナウイルス (SARS-CoV2)	ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど	インフルエンザウイルス (A型、B型)
症 状	発熱・咳・のどの痛み・倦怠感・味覚異常など	発熱・嘔吐・下痢	突然の高熱が3~4日間続き、全身症状（頭痛・関節痛・筋肉痛など）と呼吸器症状を伴う。普通の風邪より症状が激しいことが特徴
感染経路	飛沫感染、接触感染	感染者からの糞口感染、接触感染、食品媒介感染	飛沫感染・接触感染
感染期間	症状出現の1日前~	症状のある時期	症状のある期間（発症前24時間から発病後3日程度が最も強い。）
潜伏期間	2~14日	ロタウイルス 1~3日 ノロウイルス 12~48時間後	1~4日（平均2日）

① 飛沫（ひまつ）感染対策

常にマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。

感染している人が咳やくしゃみ、会話をしたときに、口から飛び水滴（飛沫）に包まれた病原体を、近くにいる人が吸い込むことによって感染する。

飛沫が飛び散る範囲は1~2m

飛沫感染するものは接触感染も起こりえる。

 マスク着用のポイント

- 一度付けたら首から上（特に目・鼻・口）は触らないように気をつける。
- マスクを一時的に外した時に、共用のテーブルなどには置かない。きれいな袋に入れておくなどする。

マスクがない時



せきやくしゃみをする時、マスクやティッシュで口や鼻を覆う。
ティッシュはすぐ捨てる。
とっさの時は袖で覆う。
汚れた手は必ず手洗いすること。

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.4

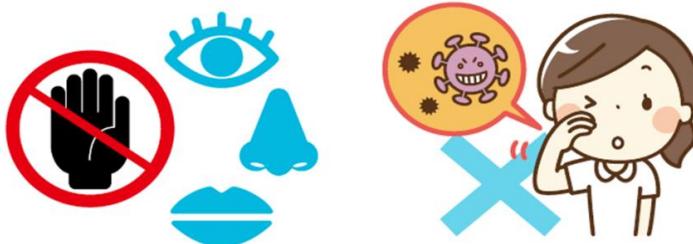
感染対策

② 接触感染対策

基本は手洗いです。

感染源である人と触れることによって伝播する直接接触感染（握手・だっこなど）と、汚染されたものを介して伝播する間接接触感染（ドアノブ・手すりなど）がある。ただし、正常な皮膚が接触することで感染することはほとんどまれで、通常は粘膜と粘膜、または皮膚についた病原体が、目、口、鼻などの粘膜に触れるか、または飲み込むことで感染する。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



共有のものに触れる前後には、手洗い・アルコール消毒をしましょう

アルコール消毒の置き場所

- ▶ 受付
- ▶ 各部屋またはブロックの出入口
- ▶ 階段の上り口
- ▶ トイレの出入り口
- ▶ 食堂、コミュニケーションスペース
- ▶ 充電ステーション
- ▶ ゴミ箱周辺



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2、p.15

感染対策



1 断水の上、石鹼とアルコール消毒液もない！どうやって手を洗う？

手についたウイルスを少しでも減らすために、ウェットティッシュや除菌シートで拭きましょう。それが無ければ、ペットボトルの飲料水を含ませたティッシュで拭くのも効果的です。また、おにぎりやパンを食べる時などは、中身に直接触れるのを避け、包装袋だけを持ったり、ラップやきれいなポリ袋等に包んで食べるなど工夫しましょう。



手洗い・アルコール消毒のタイミング

▶マスク着脱の前後

※汚れた手で顔を触ると感染リスクが高まるため

▶傷口に触れる前後（使い捨て手袋着用）

※使い捨て手袋が破れた場合感染リスクが高まるため

▶顔や口に触れる前後

▶トイレの前後

▶掃除の前後

▶ドアノブ、机、スイッチ、テーブル、椅子、パソコン、タブレットなどの共用部分に触れる前後

*見た目で手が汚れていると思った時は手洗いや拭き取りをしましょう

▶食事準備の前

▶飲食の前

▶吐物・排泄物など、体から出てきた物を片付けた後（使い捨て手袋着用）

▶鼻汁や痰に直接触れた、または汚れのついたティッシュに触れた後

▶汚れた衣類や寝具等に触れた後

▶使い捨て手袋を脱いだ後



2 アルコール消毒で手が荒れた！どうすればいい？

夜寝る前にハンドクリームをつけるなど心がけましょう。あまりにひどい状態で、掃除や配膳などの作業をする時は、使い捨て手袋をつけて荒れた手を保護し、その上からこまめにアルコール消毒すると良いでしょう。使い捨て手袋がない場合は、食事の前に手洗いのみ行い、共用の場所を触らないようにしましょう。



注意しましょう！

ごいん
消毒液の誤飲について

海外を含め、アルコール消毒液または、ペットボトルに移した次亜塩素酸ナトリウム（ハイターやブリーチなど）等の消毒液の誤飲による事故が多発しています。多くは、子どもが飲んでしまったケースですが、認知症の方や日本語のわからない外国人、知的障がいのある方なども高いリスクがあります。一目見てわかるようにラベルを貼ったり、次亜塩素酸ナトリウムは、子どもの手の届かないところに置くなどの配慮が必要です。

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2-3

感染対策

③ 環境清掃

身の回りの整理整頓、掃除に努めて、清潔を保ちましょう。

効果的な掃除の方法

- ▶ 掃除の前後には必ず手洗い・アルコール消毒をする。
- ▶ 居住スペースは1日1回、次亜塩素酸に浸したペーパータオルで拭き掃除する。
- ▶ 拭き掃除は、汚れの少ないところから多いところへ一方向に拭き、ウイルスを広げないように注意する。

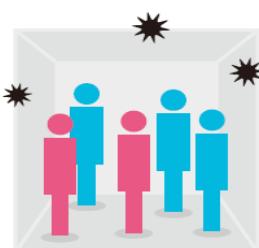


次亜塩素酸や除菌スプレーがない時はどうすればいい？

500mlのペットボトルの水に、ペットボトルキャップ10分の1程度の台所用合成洗剤を加えて混ぜ、液を浸したペーパータオルで拭きましょう。ぬめりが気になる場合は、乾いたペーパータオルで2度拭きするとよいでしょう。それもない場合は、ペーパータオルを飲料水で濡らして、汚れをこそぎ落とすように拭きましょう。

④ 適切な環境

3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

お互いの距離は **2m** 以上あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

換気の時間や回数の目安

- ▶ スペースの前後左右の扉や窓を開けて、空気が通るようにする。
- ▶ 窓を開け、窓の方向に扇風機やサーフィュレーターを向け空気を循環させる。
- ▶ 1時間に1回、10分程度など時間を決めて行う。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2、p.5、p.13

感染対策

主な感染症に有効な消毒剤

病名	ウイルス	消毒剤	使用方法	備考
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス(SARS-CoV2)	・アルコール消毒液(濃度70%以上95%以下のエタノール) ・0.05%次亜塩素酸ナトリウム液	・手指の消毒やペーパータオルに浸して使用する。 ・次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品を希釈する。	・次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は、人体に悪影響なので行わない。 ・台所用洗剤も効果があるものがある。
感染性胃腸炎	ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど	・0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(吐物・排泄物) ・0.02%次亜塩素酸ナトリウム液(環境面)	・次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品を希釈する。	・次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は、人体に悪影響なので行わないでください。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルス(A型、B型)	・アルコール消毒液(濃度70%以上95%以下のエタノール)	・手指の消毒やペーパータオルに浸して使用する。	

【注意！】

- ①感染症によって有効な消毒剤は違います。
有効な消毒剤を使わないと感染拡大防止にはなりません。
②手洗いには、次亜塩素酸ナトリウムは使用できません（皮膚が溶けるため）。

環境清掃に使用する消毒剤

食器、手すり、ドアノブなど身近なものの消毒には、アルコールよりも、熱水や次亜塩素酸ナトリウムが有効です。食器や箸などは、80°C以上の熱水に10分間さらしても消毒ができます。



6 次亜塩素酸ナトリウムってなに？

次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系漂白剤ともいい、ハイターや、キッチンブリーチなどの名称で市販されています。いろいろなウイルスや細菌などに消毒効果があります。

- ドアノブ、床、調理用具などを消毒する時：次亜塩素酸ナトリウム濃度0.05%
- ※500mlの水に対して、ペットボトルのキャップ1杯分の次亜塩素酸ナトリウムを入れる
- 吐物や便を処理する時：次亜塩素酸ナトリウム濃度0.1%
- ※500mlの水に対して、ペットボトルのキャップ2杯分の次亜塩素酸ナトリウムを入れる



ペットボトルキャップ
1杯の目安は5mlです。



注意しましょう！

次亜塩素酸ナトリウムの有毒ガス発生について

次亜塩素酸ナトリウムは手荒れを起こしやすいため、使うときには手袋をしましょう。濃度が濃い次亜塩素酸ナトリウムは、塩素ガスが発生するため換気をしながら使いましょう。また、『混ぜるな危険』と言われるように、トイレ用洗剤、食酢、アルコール製剤などで酸性タイプのものと混ぜると、有毒な塩素ガスが大量に発生するため注意が必要です。

次亜塩素酸水は次亜塩素酸ナトリウムとは別物ですので混同しないよう気をつけましょう。

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD) (2020)、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.4

感染対策

発熱など体調不良者の居住スペース巡回時の留意点

- ・発熱など体調不良者優先スペースの部屋の巡回をする場合は、基本は部屋に入らず、必要時は2m以上の間隔をとって声掛けなどの対応をしましょう。
- ・介助などが必要で生活区域に入る場合は、必要に応じて、手袋、マスクを使用し、退室後の手洗い、手指消毒を徹底しましょう。
- ・食事の提供が必要な場合は、避難所スタッフが各部屋の前に届けましょう。
- ・感染症の疑いのある方が使用するトイレや洗面所の消毒を行う場合は、手袋、マスクを着用し、「ドアの取手やノブ、トイレや洗面所、その他共有部分」を①または②の方法で消毒しましょう。
①アルコール消毒液（噴霧可）を噴霧したあと、ペーパータオルで拭く。
あるいは、アルコール消毒液を浸したペーパータオルで拭く。
②0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（噴霧不可）を浸したペーパータオルで拭く。

「緊急性が高い」症状の例

以下の症状がある方については「緊急性が高い」と判断し、連絡担当（総務チーム）を通じ、災害対策本部へ連絡をしましょう。

- ①咳が強く、呼吸が苦しくて眠れない・横になれない（息が苦しそう）
- ②うとうと眠っていて、起こしても起きない（意識がおかしい）
- ③初めてのけいれん・5分以上の長いけいれん・繰り返すけいれん
- ④強い痛み（腹痛・頭痛・体の痛み）
- ⑤いつもと違う・ぐったりしている など

保健師などと連携した健康維持の活動

エコノミークラス症候群予防、生活不活発病予防、熱中症予防、口腔衛生管理、アレルギー疾患の悪化予防、こころの健康保持、妊産婦や産後間もない母親と乳幼児への留意点、子どもに対する留意点、高齢者に対する留意点、慢性疾患の方々に対する留意点など、市の保健師チームの巡回がある場合には相談してください。

2-5

要配慮者の把握・生活支援

要配慮者担当
(救護・要配慮者
チーム)

役割

要配慮者の把握、生活支援を行います。

使うもの

毛布 要配慮者用資機材

注意点

要配慮者は、状況次第では特別な対応が必要になることもあります。そのため、重篤な事態になる前に対応できる態勢が必要です。

チェック



1

図書事務室に要配慮者優先スペースを設置します。
要配慮者担当（救護・要配慮者チーム）で受付の係と要配慮者優先スペース誘導係に分かれます。

チェック



2

要配慮者優先スペース誘導係は、「聞き取りシート」をもとに、避難生活において、特別な支援や配慮を必要とする人を早急に把握して、要配慮者優先スペースに誘導します。
要配慮者優先スペース誘導係は、生活に必要な支援など、聞き取った内容をもとに「この避難所は一般的の避難所なので、あなたの支援について十分に対応できない場合もありますが、もし援助が必要な場合は遠慮なく申し出てください。」と説明します。

チェック



3

収容した要配慮者の避難者カードの記入を支援し、記入後のカードを受付担当（受付誘導チーム）に提出します。
(家族などがない場合は記入してもらいます。)

チェック



4

共助でできる範囲で、要配慮者生活支援、介護を行います。
施設管理者などがいれば、避難所の既存の設備で活用できるものはないか相談しましょう。

チェック



5

共助で対応できない場合、連絡担当（総務チーム）を通じて災害対策本部へ専門家などによる支援要請を依頼します。

ポイント



- 有資格者などがないか呼びかけを行います

- 避難者の中に、看護師、介護専門職、ホームヘルパーなど有資格者やボランティア経験者がいないか呼びかけ、要配慮者支援への協力をお願いします。

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい方々もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

	対象者	身体の状況など
一般の避難所の要配慮者優先スペースで生活が可能と思われる要配慮者	高齢者	要支援1・2 要介護1・2
	障害者	視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
	妊産婦	
	乳幼児	
	指定難病の方	
	発達障害児童	
	小児慢性特定疾病の方	
福祉避難所での生活が望ましいと考えられる要配慮者	高齢者	要介護3・4
	障害者	肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
	指定難病の方	
	育成医療を受けられている方	
施設・病院での生活が望ましいと考えられる要配慮者	高齢者	要介護5
	障害者	内部障害（重度）
	指定難病の方	
	小児慢性特定疾病の方	
	育成医療を受けられている方	

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、連絡担当（総務チーム）を通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先、移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者優先スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

2-6

食料・物資の配給

食料・物資担当
(総務チーム)

役割	食料や物資の配給を行います。		
使うもの	□備蓄品リスト（「4. 基本情報」参照）	□マスク	□手指消毒液
注意点	□食料や物資は、配給方法などを決め、避難者に周知を行ってから配給を行うようにしてください。		

- チェック 1 「避難者カード」の情報から配給人数を確認します。
- チェック 2 配給方法、品目、数量などを決定します。
数量が不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、要配慮者に優先的に配給を行います。
- チェック 3 決定した配給方法、品目、時刻、配給場所などを掲示板で周知するよう、情報伝達担当（総務チーム）に依頼します。
要配慮者など配慮が必要な方への食料や物資の配給は、食料・物資担当（総務チーム）が直接届けるなど配給方法を検討しましょう。
- チェック 4 食料や物資を避難所避難者および在宅避難者に配給します。
配給するときには手洗い、手指消毒をし、マスクを着用します。

ポイント



●避難者に対して協力を呼びかける。

- 配給品はかなりの量になることが考えられます。運営を円滑にするために、避難者にも配給、運搬の協力をお願いします。
- 配給時、避難者が並んで密にならないように工夫をします。
- 配給前後には机の消毒を行うようにしましょう。

2-7

被災者への情報伝達

情報伝達担当
(総務チーム)

役割	避難所避難者および在宅避難者への情報伝達を行います。
使うもの	□情報伝達セット・拡声器
注意点	□掲示板による情報伝達を基本として、確実で公平な情報伝達に努めます。

チェック

1

事前に決定した情報掲示板設置場所（生活改善室前）に、情報掲示板が設置可能か確認します。

設置可能

▼ 設置不可能

チェック

2

情報掲示板を設けます。

2

ほかの設置可能な場所に設けます。

チェック

3

A4版用紙または大判の模造紙に、掲示したい情報を書き込みます。掲示の際は、項目別に区分けします。

チェック

4

掲示を行ったことを拡声器などで周知します。



ポイント

●要配慮者には個別の配慮を

➤ 要配慮者など配慮が必要な方については、個別の対応や配慮をするようにしましょう。

情報掲示の例

【全ての避難者および地域の被災者へ伝達する情報の場合】

- 基本伝達方法：①屋外の目立つ場所と居住スペース内に「情報掲示板」の設置
 ②拡声器などによる音声伝達
 ③地域へのビラ ほか

閲覧用名簿

○○地区 △△太郎
 ○○地区 ○○花子
 ○○地区 △○一郎
 △△地区 △△二郎
 △△地区 ○△春樹
 △△地区 ■■隆史
 △△地区 △■里奈
 ××地区 ○△恵子
 ××地区 △□晋也
 ××地区 ◇◇佳乃

配給・配付時間

●食料配給時間は
朝8時頃、昼12時頃、夜18時頃

●物資などは、食料・物資班
 が下記にて配付しています。

原則

時間：毎日○○時頃
 場所：○○広場にて

秩序を守って、食料・物資班の指示
 に従って受け取ってください。

【避難所内で生活する避難者へ伝達する情報の場合】

- 基本伝達方法：①居住スペース内の「情報掲示板」の設置
 ②拡声器などによる音声伝達

<避難所全体のルール>



<避難所生活のルール>

【生活時間について】

- 起床時間 6時30分、消灯時間 21時30分（原則）

※各部屋などの時間は若干ですが、防犯上、廊下は点灯したままとします。また、夜間は正面玄関の施錠を行います。

- テレビ利用時間 6時30分～21時

※電話が入った場合は映像の取り次ぎは断り行いません。掲示板への張り紙で電話があった旨をお伝えしますので、総務班まで伝言メモを受け取りに来てください。

【洗濯について】

- 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。

※洗濯機や洗濯干し場など、避難員全員で使用するものについては、各世帯に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。

【ゴミ処理について】

- 世帯ごとに発生したゴミは、原則として、それぞれの世帯が共有のゴミ捨て場に搬入します。

※共同作業で発生したゴミは、その作業を担当した人たちは責任を持って捨てます。

- ゴミの分別を行ってください。

【プライバシーの保護について】

- 居住スペース及び世帯スペースは、一般的の「家」同様、みだりに立ち入りたりのせりたりしないようになります。

●居室内部での個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑となるないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。

●携帯電話は居住スペース内でスマートモードにし、特に夜間は居室内部では使用しないでください。

配給・配付時間

●食料配給時間は
朝8時頃、昼12時頃、夜18時頃

●物資などは、食料・物資班
 が下記にて配付しています。

原則

時間：毎日○○時頃

場所：○○広場にて

秩序を守って、食料・物資班の指示に従って受け取ってください。

感染対策（周知チラシ）



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



2-8

災害対策本部との連絡

連絡担当
(総務チーム)

役割

災害対策本部に連絡します。
リーダーが避難所の状況を把握するために、リーダーの活動を補佐します。

使うもの

□ 災害対策本部との通信手段（固定系防災行政無線）の確保
□ 避難所の状況連絡票

注意点

□ 通信手段が途絶している場合は、連絡員が徒歩や自転車で災害対策本部に向かいます。この場合は、連絡員の安全を最優先に作業を行ってください。

●災害対策本部との連絡（時間目安：発災後24時間ごろまで）

チェック



1

はじめに、通信手段（防災行政無線など）を確保します。
通信手段を確保（「災害対策本部との通信手段（固定系防災行政無線）の確保」参照）したら、「避難所の状況連絡票」を使って、災害対策本部へ連絡します。
※まずは、避難者のおおよその人数や年齢構成、緊急搬送の必要がある傷病者の数、ライフラインなどの生活環境の状況や取り急ぎの事項のみを報告

避難所運営に関する担当機関の連絡先

災害対策本部

高知市役所

TEL 088-822-8111（代表）

●リーダーの活動を補佐

チェック



1

各チームの作業の進捗状況を把握します。

チェック



2

定期的にリーダーに状況報告を行います。

チェック



3

リーダーの指示事項を各チームに伝達します。

災害対策本部との通信手段（固定系防災行政無線）の確保

1 敷地内の固定系防災行政無線より災害対策本部に連絡します。

固定系防災行政無線



2 避難所を開設したことを災害対策本部へ報告します。

～注意事項～

- 多くの避難場所から同時に連絡しますので、災害対策本部とつながらない場合があります。
その場合は、時間をおいてから連絡をしてください。
- 防災行政無線は、停電時でもバッテリーで使用可能となっています（72時間）。

災害対策本部との通信手段（固定系防災行政無線）の確保

防災行政無線 使用方法① 災害対策本部との通信方法

①



備え付けのカギにて、扉をあけます

②



箱の中から、受話器を取り外します
(軽く上にスライドすると、外れます)

③



④



ボタンにてダイヤルします

《優先》

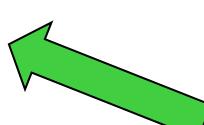
【1－1 0000－2→緑のボタン】

【1－1 0000－1→緑のボタン】

接続後、ボタンの裏側のマイク及び受話スピーカにて通話します

(普通の電話機と同じ使い方になります)

⑤



・電話が鳴ったら①～②と同手順にて受話器を取り出し【緑ボタン】にて電話にでます

通話終了後、【赤ボタン】にて電話を切れます

災害対策本部との通信手段（固定系防災行政無線）の確保

防災行政無線 使用方法② 自局放送の使い方

自局拡声放送(音声)

1 開始操作

Tel 自局
マイク 12:34
通報中 00分00秒

PTTボタンを1秒以上押すと、自局放送を開始します。
画面にマイク 通報中と表示されたら放送できます。



2 放送

Tel 自局
マイク 12:34
通報中 00分10秒

PTTボタンを押したまま放送します。

PTTボタンを離すと終了になります。



自局拡声放送(サイレン)

1 開始操作

Tel 自局
選択 12:34
サイレン チャイム

【サイレン】を押して、
選択画面から、【サイレン】
を選択します。



2 吹鳴開始

Tel 自局
手動サイレン 12:34
通報中 00分10秒

PTTボタンを2秒以上押すと
押している間サイレンが吹鳴
します。

PTTボタンを3秒以上離すと
放送終了になります。



自局拡声放送(チャイム)

1 開始操作

Tel 自局
選択 12:34
サイレン チャイム

【サイレン】を押して、
選択画面から、【チャイム】
を選択し、【確定】を押し
ます。



3 噴動開始

Tel 自局
上りチャイム 12:34
通報中 00分10秒

【確定】を押すと
チャイムが噴動します。



2 上り、下りの選択

Tel 自局
チャイム選択 12:34
上り 下り

*▲ *▼ #▶ を押して、
上り、下りを選択する。



4 終了

Tel 12:34

チャイム噴動終了後
初期画面に戻ります。



市役所からの拡声通報時の表示

Tel 拡声 12:34
一括 音量大時差A
通報中 00分10秒
音声 ▶

市役所からの拡声通報を受信すると、その通報の情報を表示します。

- 呼出情報 「緊急」:緊急一括通報、「一括」:一括通報、「群」:群通報、「個別」:個別通報
- 指定音量 「音量大」、「音量中」、「音量小」
- 時差通報 「時差A」:時差通報1回目、「時差B」:時差通報2回目
- 通報経過時間 通報を受信してからの経過時間を表示します。

データマイク使用時の注意事項

- 市役所からの拡声通報受信時は、データマイクからの操作はできません。
- 装置とデータマイクの抜き差しは、必ず装置の電源を切った状態で行ってください。

災害対策本部への報告内容

【報告者用原稿（参考）】

- 「こちらは、
ぼうさいこうちし ひろおかしもぶんかん、
（報告者名）です。」
- 「現在、男性〇名、女性〇名、計〇名が
春野公民館弘岡下分館に避難しています。」

[救助要請が必要な場合]

- 発熱などの症状があり、「感染症が疑われる方」が〇名、「けがや病気の治療が必要な方」が〇名いるため、救助をお願いします。

[スクリーニングが必要な場合]

- また、「要配慮者」が〇名、その内、「医療機関や福祉避難所へ移送したほうが良いと思われる方」が〇名いるため、市職員などの派遣とスクリーニングおよび移送をお願いします。

※大きな声で、ゆっくり、はっきりと話しましょう！

避 難 所 の 状 況 連 絡 票

※ 報告経路 避難所 → 市町村（災害対策本部）→ 市町村（健康福祉部署）

記入日：〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

記入者：〇〇 〇〇

避難所名： 春野公民館弘岡下分館

所在地：高知市春野町弘岡下1500

避難所報告者： 〇〇 〇〇

避難者数 (概数)	総 数	総数 100 名 (男 50 名, 女 50 名) うち避難者(80 名), 在宅避難者(15 名), 帰宅困難者(5 名)	
		介助が必要な高齢者や障害者等 (5 名)	
		妊婦 (1 名)	
		乳児 ※1歳未満 (2 名)	
	幼児 ※1歳以上就学前 (2 名)		
	医療の必要な方 ※重複可	ケガをしている方 (5) 名 小児科医療の必要な方 (1) 名	
人工透析の方 (1) 名 産婦人科医療の必要な方 (1) 名			
※重複可	酸素療法が必要な方 (0) 名 精神科医療の必要な方 (0) 名		
	発熱等の症状がある方 (0) 名 福祉避難所への移送が必要な方 (0) 名		
	その他医療の必要な方 (0) 名 (内容：)		
	病院等への移送を必要とする方 計(2) 名		
ペット	犬 (2 匹) 猫 (2 匹) その他(0 匹)		
生活環境	ライフライン	電 気	使用可 • 使用不可
		水 道	使用可 • 使用不可
		ガ ス	使用可 • 使用不可
		電 話	携帯：(使用可) • 使用不可 固定：使用可 • 使用不可 (番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) (番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	生 活	ト イ レ	3ヶ所 (充足 • 不足) 洋式便器 (有 • 無) くみとり 水洗 (使用可 • 使用不可)
手 洗 い		3ヶ所 (充足 • 不足)	
食 料		食 料 (充足 • 不足) 飲み物 (充足 • 不足)	
要 望	食料・飲み物	食料 (100) 名分 飲み物 (100) 名分	
	生活用品 (不足のもの に〇印)	トイレットペーパー 生理用ナプキン オムツ (大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 タオル 衣服(冬服)	
	依頼事項	燃料 屎尿処理 ゴミ処理	
	薬	かぜ薬 (20名分) 頭痛薬 () 腹痛薬 ()	
	高血圧 () 抗うつ薬 () その他 ()		
	その他	プロパンガスは地震時に非常停止しています。 再開栓できれば、避難所内で調理ができるようになります。	

【受理確認日時】

年 月 日 時 分

【確認者氏名】

【受理確認方法】

避難所からの直持ち • 支援団体経由 • FAX • 電話等聞き取り • メール

その他 ()

2-9

トイレの巡回確認

トイレ担当
(総務チーム)

役割	トイレの状況確認を行い、衛生環境を保ちます。
使うもの	□トイレ応急対策セット
注意点	□使用状況の確認を行い、必要であれば清掃も行います。 □清掃に協力してもらえる避難者の確保も行います。

チェック



1

「トイレの確保」のページを参考に、応急対策を行ったトイレを巡回します。巡回前に、避難所の中で協力してもらえる方を募ります。

チェック



2

トイレが問題なく使用されているかどうかを確認します。また、トイレ前で避難者が密集していないか確認します。要配慮者など配慮が必要な方が、トイレ内で体調不良になっていないか確認します。

チェック



3

定期的に換気、掃除、消毒を実施し、衛生状態を保てるようにします（1日3回以上の掃除・消毒を推奨）。



トイレの清掃・除菌すべき箇所

●配管を確認できる人材がいないか避難者に呼びかけます。

➤ 事前に登録している技術者（ ）・（ ）

ポイント



●洋式トイレは、介助が必要な方を優先に

➤ 洋式トイレは、要配慮者など配慮が必要な方が優先して利用できるようにします。

●トイレのルールを決めます。

➤ トイレを確保したら、ルールを決めて衛生的に使用できるよう、周知を徹底します。

【引用文献】

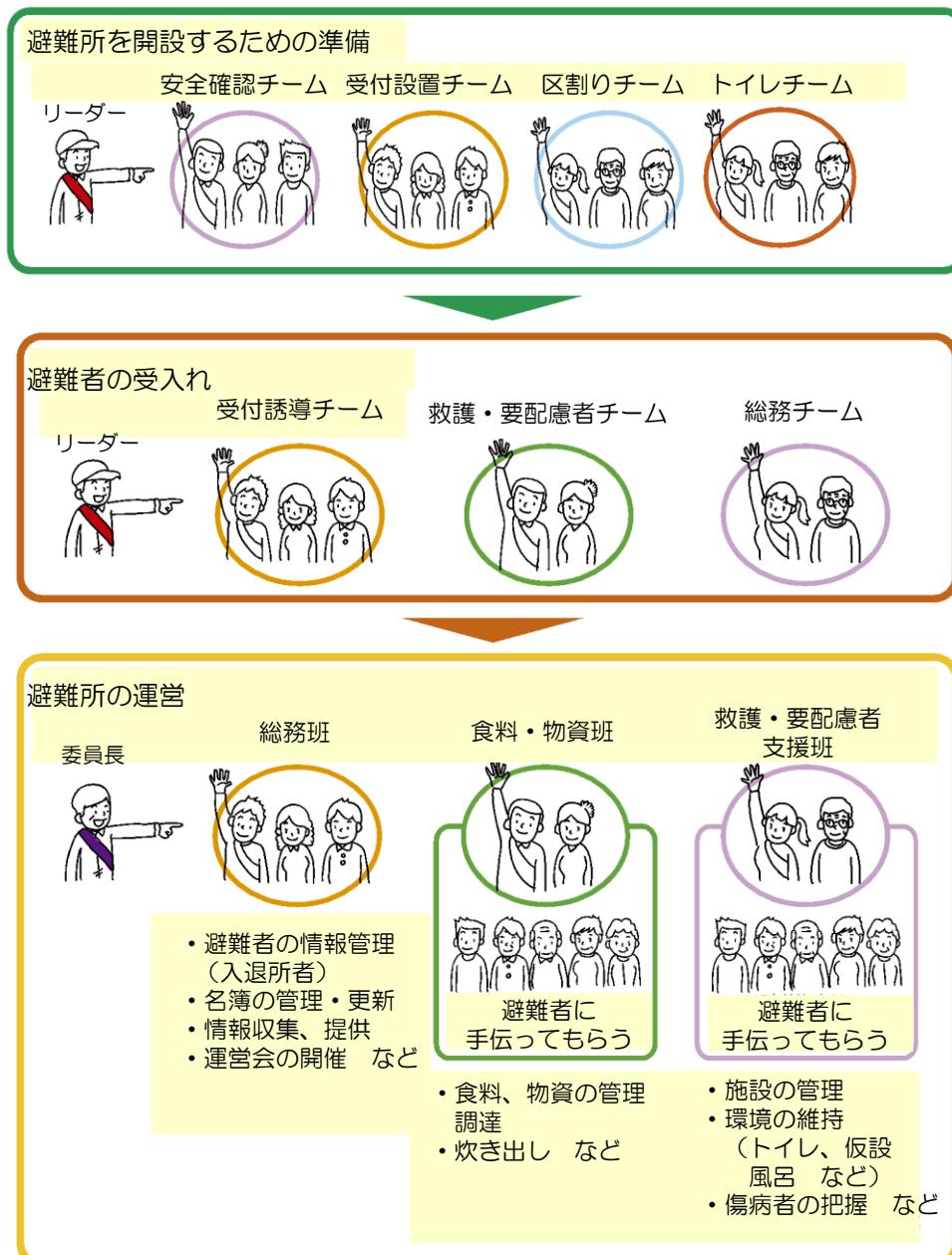
認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.26

3. 避難所の運営

避難所での生活が始まると、避難者からの様々な要望に対応し、生活環境を改善していくための多くの活動を行う必要があります。これらの活動を避難者も含めて協力して行うために、「班」を設置して役割を分担します。

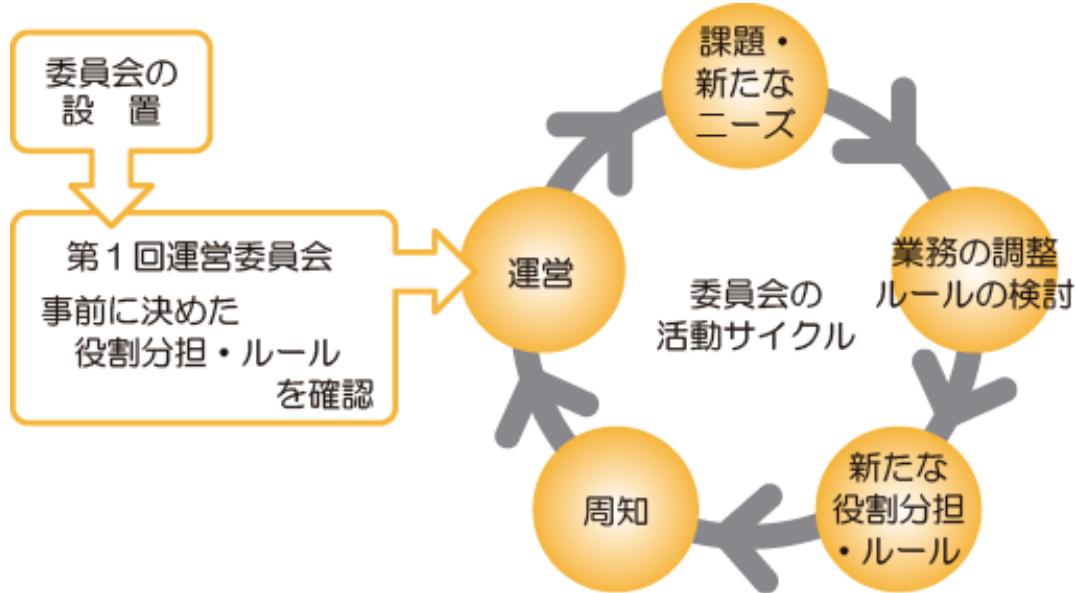
また、班が行う活動の調整や意志決定を行う「避難所運営委員会」を設置します。

【役割の移行】

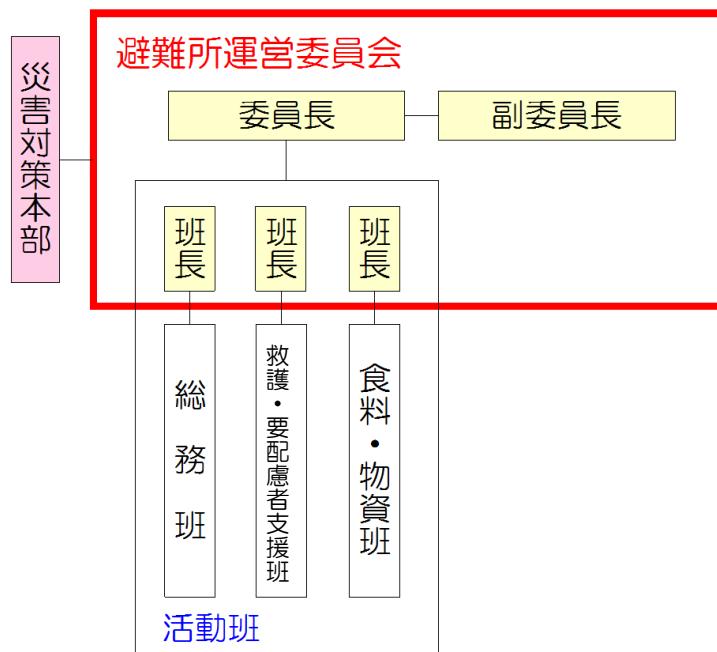


3-1 避難所運営委員会の設置

●避難所運営委員会活動の流れ



【避難所の運営体制図】



【避難所運営委員会の設置】

- 避難所運営委員会は、1日1回以上開催します。
- 避難所運営委員会は、【避難所の運営体制図】の班長以上のメンバーで開催します。

避難所運営委員会

1. 運営体制の確立

- 役員を避難者の互選により決定します。多様な視点が運営に反映されるよう、運営メンバーを調整します。
- 役員の交代ルールを定め、運営体制を維持します。
 - ・ 役員の交代のルールは、4週間ごとに交代します。ただし再任を妨げません。

2. 避難所運営全般の意思決定

- 各活動班の課題を把握し、対応策の決定を行います。
- 近隣のほかの避難所とも連絡を取り合い、お互いに協力していきます。

3. 各活動班の活動概要

必要となる活動	活動班	人数 (目安)
<ul style="list-style-type: none">① 避難所運営委員会の開催② 各班の業務の調整③ 避難所のルールの見直し・改善④ 避難者・地域の被災者からの情報収集・整理・更新⑤ ニーズに応じた情報提供⑥ その他・外部との情報受発信⑦ 名簿の管理（避難者名簿）⑧ 区割りの調整・管理	総務班	3人
<ul style="list-style-type: none">① 施設の安全確認（余震の発生など）② 電源・照明・生活用水などの確保③ トイレ・入浴サービスの運用④ 清掃指導・ごみの管理⑤ ペット自主管理の指導⑥ 傷病者・要配慮者の把握および対応	救護・ 要配慮者 支援班	3人
<ul style="list-style-type: none">① 食料・物資のニーズの把握② 食料および物資の調達・管理・配給③ 炊き出しの指導④ 多様な食事の提供	食料・物資班	3人

3-2 活動内容

一日の流れ

- 6:30 起床
- 8:00 朝食

- 12:00 昼食

16:00

- ・避難所運営委員会の開催
- ・各班の調整

- ・避難者数

今後の運営方針を決定

- ・施設の点検結果
- ・避難スペースの状況

- 情報の提供
- ・避難者、地域の被災者への情報提供

- 環境の維持
- ・入浴サービスの運用
- ・トイレの維持
- ・余震時のトイレの点検

- 18:00 夕食

- 21:30 消灯

隨時

総務班

- 情報の整理
- ・災害対策本部や被災者などから収集した情報の整理

- 名簿の管理
- ・入退所者などの整理
- ・避難者数の把握

- 災害対策本部との連絡
- ・災害対策本部への定時連絡

- 名簿の作成・更新
- ・安否確認用名簿の作成と更新

- 業務の調整など
- ・各班の業務の調整
- ・ルールの見直し

救護・要配慮者支援班

- 環境の維持
- ・トイレや仮設風呂の清掃や管理
- ・ごみの管理

- 施設管理
- ・施設の見回り
- ・発電機への燃料補給
- ・生活用水の確保

- 環境の維持
- ・居住スペース清掃指導

- 施設管理
- ・居住スペースの見回り

- ペットスペースの管理
- ・飼育者によるペットスペースの清掃を指導

- 情報収集
- ・災害対策本部や避難者からの情報収集

- 名簿の管理
- ・入退所者の受付
- ・外泊者の受付
- ・在宅避難者の管理

- 相談や調整
- ・避難者の相談やボランティアの調整

- 情報の提供
- ・安否確認への対応

- 災害対策本部への報告
- ・急病人の発生など、突発的に必要となる災害対策本部への連絡

- 施設管理
- ・居住スペースの再編
- ・余震発生時の施設の点検
- ・防犯や防火対策

- 施設管理
- ・照明の運用準備

救護・ 要配慮者支援班

健康の維持

- ・相談窓口の開設
- ・体操の実施
- ・検温の実施
- ・要配慮者への対応

情報収集

- ・有資格者への協力依頼

健康の維持

- ・施設内の巡回
- ・交流の場の設置
- ・要配慮者への対応

食料・物資班

配給

- ・朝食炊き出しの指導
- ・朝食の配給

調達・管理

- ・食料や物資の在庫量の確認
- ・必要な物資の確認および総務班への報告

情報収集

- ・食物アレルギーの把握
- ・必要物資の把握

配給

- ・昼食炊き出しの指導
- ・昼食の配給

配給

- ・個別の必要物資の配給

一日の流れ

6:30 起床

8:00 朝食

12:00 昼食

16:00

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定

・避難者の健康状態

・避難所の衛生状況

・食料や物資の状況

18:00 夕食

21:30 消灯

随時

健康の維持

- ・検温の実施
- ・要配慮者への対応

配給

- ・夕食炊き出しの指導
- ・夕食の配給

健康の維持

- ・感染症の予防
- ・個人の健康相談
- ・急病発生時、総務班へ緊急搬送の要請
- ・保健師などと連携した健康維持の活動
- ・心のケア
- ・自立を妨げない支援
- ・検温の実施

調達・管理

- ・食料や物資の受け入れ
- ・多様な食事の提供

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばつて封をしましょう。



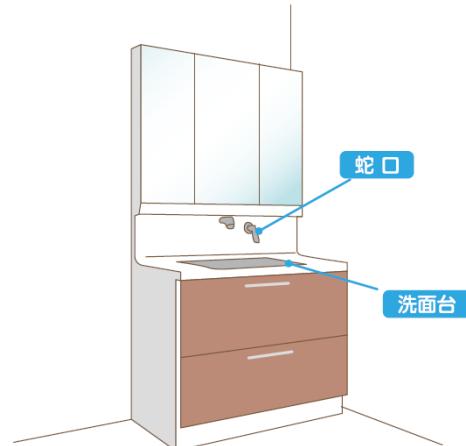
③ごみを捨てた後は石鹼を使って、流水で手をよく洗いましょう。



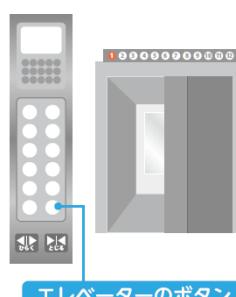
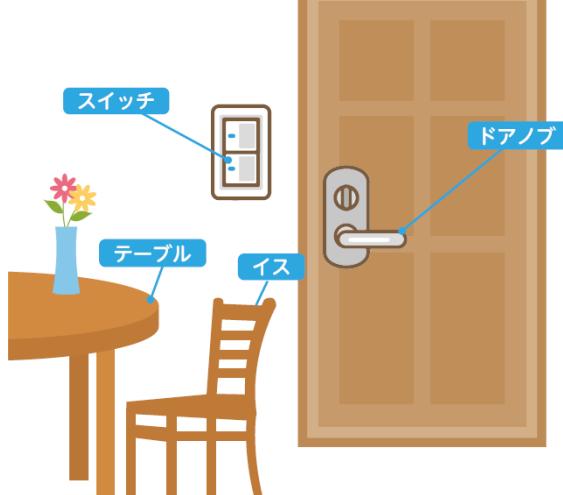
※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

トイレの清掃・除菌すべき箇所

共用場所の掃除のポイント



人の手がよく触れる箇所



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.26

要配慮者移送要請書

要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、「要配慮者への対応」をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。市職員などが要配慮者のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送する避難者が決まつたら、下記の「要配慮者移送要請書」を災害対策本部に送付しましょう。

要配慮者移送要請書(一般避難所→福祉避難所)

災害対策本部 様

年 月 日

(春野公民館弘岡下分館) 避難所

下記の要配慮者について、福祉避難所への移送を要請します。

記

要配慮者移送要請者名簿

氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
連絡先	かかりつけの医療機関			服薬等	有・無
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所		連絡先	付添者
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
連絡先	かかりつけの医療機関			服薬等	有・無
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所		連絡先	付添者
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
連絡先	かかりつけの医療機関			服薬等	有・無
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所		連絡先	付添者

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい方々もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

	対象者	身体の状況など
一般の避難所の 要配慮者優先ス ペースで生活が 可能と思われる 要配慮者	高齢者	要支援1・2 要介護1・2
	障害者	視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
	妊娠婦	
	乳幼児	
	指定難病の方	
	発達障害児童	
福祉避難所での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	小児慢性特定疾病の方	
	高齢者	要介護3・4
	障害者	肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
	指定難病の方	
	育成医療を受けられている方	
施設・病院での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	高齢者	要介護5
	障害者	内部障害（重度）
	指定難病の方	
	小児慢性特定疾病の方	
	育成医療を受けられている方	

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、連絡担当（総務チーム）を通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先・移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者優先スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

健康カード

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、下記の「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

(健康カード)

整理番号	氏名

日々の体温と健康状態を下記に記載をしてください

日にち	月／日	体温	激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無
1日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
2日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
3日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
4日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
5日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
6日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
7日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
8日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
9日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
10日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
11日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
12日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
13日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
14日目		朝： ℃ 夕： ℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()

健康相談表

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、下記の「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

<健康相談表 例>

◎健康相談を受ける際には、下記の内容を基に聞き取りを行いましょう。

◎聞き取った内容については、保健師チームに引き継ぐようにしましょう。

氏名		相談日	年 月 日 時 分
住所		電話	
主訴／ いつから、どのような症状があるのか			
治療中の病気／ 受信医療機関 服薬状況等			
体調／ 元気か、食欲、睡眠、 水分摂取、排便、 口腔ケア			
生活のこと／ 日中の活動状況 生活リズム 介助の要否			
他者との交流 心配事 ストレス			
自由記載			

ニーズ調査票

発災8日目以降からは、フル型支援が可能となります。避難生活で必要なものがあれば、総務班を通して、下記の「ニーズ調査票」を市の物資対策本部総務班に提出しましょう。

物資については、原則、すべての避難所に配送されることとなっていますが、道路啓開やトラック調達状況などによって困難な場合もあります。

No _____ 記入・提出日：_____ 年 月 日

【避難所名】	春野公民館弘岡下分館
【担当者名】	高知 太郎
【避難所】	【電話番号】 (Fax番号)
【E-mail】	
要請先 (物資交接 チーフ)	
【自治体名】	高知市
【担当部門名】	物資対策本部総務班
【連絡番号】	(Fax番号)
【Email】	

【避難所名】	春野公民館弘岡下分館
【担当者名】	高知 太郎
【避難所】	【電話番号】 (Fax番号)
【E-mail】	
要請 備考欄	

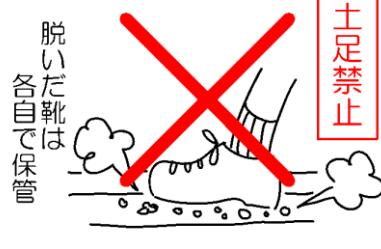
No	品目	数量	備考 (物資の用途、接供希望時期、注意事項等を記述)	
			個数	単位
1	ミネラルウォーター(500ml)	300	本	
2	精米(無洗米)	30	kg	
3	お粥	30	個	要配慮者用
4	単3乾電池	20	本	
5	夜用生理用ナフキン	500	枚	
6	紙コップ	500	個	
7	ティッシュ(6枚イズ)	100	枚	
8	木炭	50	kg	
9				
10				

次ページあり/なし (/)

1. ニーズ調査票

3-3 避難所のルール

〈避難所全体のルール〉

- 避難所は、避難所運営委員会および避難者が主体となって運営します。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。

脱いだ靴は各自で保管

土足禁止
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 衛生の観点から定期的に生活場所を移動し清掃を行います。ご協力ください。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。

立入禁止

あぶない

張り紙の内容を守る
- 入浴、医療・保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できるようになれば情報掲示板などでご案内します。食料・物資と同様に、原則、登録いただいた避難者名簿に基づき、全ての避難者に提供されます。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。

＜トイレの使用ルール＞

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ



簡易トイレ ※組立が必要なものもあります。



携帯トイレ

仮設トイレのイメージ



◎共通事項

- ※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
- ※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

＜自動車内で避難生活をする際のルール＞

【自動車内で避難生活をしたい場合は】

- 駐車スペースに限りがあるため、車の受入れは原則、要配慮者に限ります。
- 自動車内で避難生活をしたいという場合は、総務班まで申し出てください。

【体調管理について】

- 自動車内で避難する場合、エコノミークラス症候群などの症状が発生する可能性があります。こまめに体を動かしましょう。

予防のために心がけるといいこと

- ①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- ②こまめに水分をとる。
- ③アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ⑤かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする。
- ⑥眠るときは足を上げる。

足の運動例



【安全管理について】

- 避難所のスタッフが定期的に駐車場の見回りを行います。何らかの異変があった場合は、申し出てください。

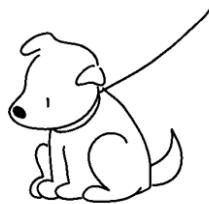
【配給や掲示板の確認】

- 食料や物資の配給の際は、配給場所まで取りに来てください。
- 情報掲示板はこまめに確認するようにしてください。

＜ペットのルール＞

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぎとめる



ケージに入る

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班まで届け出してください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

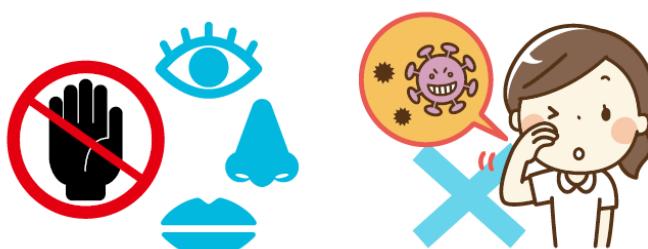
＜感染症対策のルール＞

- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。 咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用時、ごみを捨てた後など、定期的に手洗い・消毒をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・ 換気は1時間に1回、10~15分行います。
 - ・ 居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・ 机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 疎開がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



4. 基本情報

(令和3年12月現在)

分類	品目	現在数	配備場所	配備所管課	分類	品目	現在数	配備場所	配備所管課
アルファ米		0	食		地域防災推進課	体温計(非接触型)	1	個	
飲料水	500ml(24本入り) (津波避難ビル用)	0	箱		地域防災推進課	体温計(接触型)	0	個	
食料・水	2l(6本入り)	0	本		地域防災推進課	乾電池	4	個	
哺乳瓶		0	セット		新エネルギー・環境政策課	アルコール除菌シート	200	枚	
ミルク		0	本		新エネルギー・環境政策課	フェイシーシールド	4	枚	
					新エネルギー・環境政策課	液体石鹼(ハンドソープ)	4	本	
					新エネルギー・環境政策課	ペーパータオル	4	箱	
					新エネルギー・環境政策課	養生テープ(赤)	2	個	
簡易トイレ	洋式	4	基	玄関右側スペース 多目的集会室南側	新エネルギー・環境政策課	養生テープ(黄)	2	個	
簡易テント		4	基	玄関右側スペース 多目的集会室南側	新エネルギー・環境政策課	養生テープ(青)	2	個	
携帯トイレ	便袋	20	箱	玄関右側スペース 多目的集会室南側	新エネルギー・環境政策課	施設設備消毒液 (次亜塩素酸ナトリウム: ハイター)	1	本	
トイレットペーパー		40	巻	玄関右側スペース 多目的集会室南側	新エネルギー・環境政策課	次亜塩素酸ナトリウム希釈 容器(ペットボトル)	1	本	
手指消毒液		10	本	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	施設設備消毒液 (スプレーイフ)	2	本	
衛生用品	マスク(50枚入り)	12	箱	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	キッチンペーパー	1	本	
大人用おむつ		20	枚	玄関右側スペース多目 的集会室南側	地域防災推進課	ごみ袋	30	枚	玄関右側スペース 多目的集会室南側
子ども用おむつ		202	枚	玄関右側スペース多目 的集会室南側	地域防災推進課	ビニール袋(大)	100	枚	防災政策課
生理用品		84	枚	玄関右側スペース多目 的集会室南側	地域防災推進課	ビニール袋(小)	100	枚	
おしりふき		0	枚		地域防災推進課	使い捨て手袋(M)	100	枚	
紙パッド		0	枚		地域防災推進課	使い捨て手袋(L)	100	枚	
炊き出し用具	炊き出し釜・薪	1	台	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	使い捨てエプロン	6	着	
					地域防災推進課	新聞紙	1	部	
					地域防災推進課	ティッシュペーパー	3	箱	
					地域防災推進課	ボールペン	2	本	
避難所連絡用具	靴袋	192	枚	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	マジックペン(黒)	2	本	
セッタ	ヒップ	20	着	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	マジックペン(赤)	2	本	
避難所連絡用具	メジャー	1	個	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	ゼロテープ	1	個	
セッタ	マジック	5	個	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	資料用クリアケース	1	個	
避難所連絡用具	養生テープ	15	個	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	資料用クリアファイル	1	枚	
セッタ	鉛筆	60	本	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	手指消毒液	5	本	
セッタ	PPテープ	15	個	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	マスク	200	枚	
セッタ	三色ボールペン	20	本	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	段ボールベッド	0	台	
セッタ	カッター	2	本	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	間仕切り	20	枚	屋外防災倉庫
セッタ	USB	1	個	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	簡易ベッド	0	台	
セッタ	マニュアル	1	式	玄関右側スペース 多目的集会室南側	地域防災推進課	ポート	0	基	
通信機器	無線機	0	台		津波避難ビル資機材	ヘルメット	0	個	
通信機器	衛星携帯電話	0	台		地域防災推進課	救命胴衣	0	着	
通信機器					地域防災推進課	ロープ	0	本	
通信機器					地域防災推進課	アルミシート	0	枚	
通信機器					地域防災推進課	救助用サイン資機材	0	セット	

4. 基本情報（福祉避難所一覧表）

(令和3年5月現在)

番号	福祉避難所（施設名）	住所
1	保健福祉センター	塩田町18-10
2	東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3
3	西部健康福祉センター	鴨部860-1
4	南部健康福祉センター	百石町3丁目1-30
5	障害者福祉センター	旭町2丁目21-6
6	土佐山健康福祉センター	土佐山桑尾1842-2
7	春野あじさい会館	春野町西分1-1
8	ケアハウス パールマリン	仁井田1618-18
9	特別養護老人ホーム あざみの里	薊野北町2丁目25-8
10	特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜	長浜6598-4
11	高知県立高知若草特別支援学校	春野町弘岡下2980-1
12	特別養護老人ホーム ふるさとの丘	朝倉己1149-106
13	有料老人ホーム あっとホーム	神田1068-1
14	特別養護老人ホーム はるの若菜荘	春野町東諸木3058-1
15	特別養護老人ホーム うららか春陽荘	春野町西分4660
16	特別養護老人ホーム やすらぎの家	針木北1丁目14-30
17	在宅介護センター わかくさ	若草南町22-25
18	特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知	一宮しなね2丁目15-19
19	特別養護老人ホーム 森の里高知（ヘルオス）	横浜20-1
20	特別養護老人ホーム 風花の里	西塚ノ原フキ谷76-1
21	ケアハウス あじさいの里	春野町芳原1308-1
22	デイサービス いこいの森	旭町2丁目38-5
23	小規模多機能型居宅介護事業所 ありがとう	横浜西町29-32
24	老人保健施設 あうん高知	一宮西町1丁目7-25
25	グループホーム 憩いの生活館ーいくー	一宮東町1丁目26-3
26	有料老人ホーム おひさまのうた	一宮東町1丁目27-38
27	老人保健施設 シルバーマリン	仁井田1612-21
28	介護老人保健施設 あったかケアみずき	一宮中町2丁目9-4
29	介護老人保健施設 ピアハウス高知	塚ノ原36
30	中山間地域構造改善センター	鏡小浜8
31	介護老人保健施設 梅壽苑	土居町9-18
32	特別養護老人ホーム つむぐ	長浜6598-4
33	福祉牧場 おおなろ園	神田2485-2
34	グループホーム つくしの里	鴨部1079-1
35	高知県立高知ろう学校	中万々78
36	高知県立盲学校	大膳町6-32
37	養護老人ホーム 千松園	十津2丁目12-1
38	ユニット型特別養護老人ホーム もとちか	長浜4975番地
39	平成福祉専門学校（校舎部分）	針木北1丁目14-30
40	平成福祉専門学校（寮部分）	針木北1丁目14-30
41	認知症対応共同生活介護あさひ	下島町11番7号
42	サービス付き高齢者向け住宅 いこいの森プラス	旭町3丁目3番地